

平成 3 1 年 3 月 甲良町議会定例会会議録

平成 3 1 年 3 月 6 日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 甲良町総合計画策定条例 |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 甲良町子育て応援金支給条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 7 号 | 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 8 号 | 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 9 号 | 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第10号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 第13 | 議案第11号 | 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第14 | 議案第12号 | 平成 3 0 年度甲良町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 第15 | 議案第13号 | 平成 3 0 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第16 | 議案第14号 | 平成 3 0 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第17 | 議案第15号 | 平成 3 0 年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第18 | 議案第16号 | 平成 3 0 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第19 | 議案第17号 | 平成 3 0 年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |

- 第20 議案第18号 平成31年度甲良町一般会計予算
 第21 議案第19号 平成31年度甲良町国民健康保険特別会計予算
 第22 議案第20号 平成31年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第23 議案第21号 平成31年度甲良町介護保険特別会計予算
 第24 議案第22号 平成31年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第25 議案第23号 平成31年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 第26 議案第24号 平成31年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
 第27 議案第25号 平成31年度甲良町下水道事業特別会計予算
 第28 議案第26号 平成31年度甲良町水道事業会計予算
 第29 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	西 村 克 英
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	上 橋 純 子
税 務 課 長	福 原 猛	社会教育課長	大 野 けい子
企画監理課長	村 岸 勉	建設水道課長補佐	丸 山 正
住 民 課 長	小 林 千 春	人 権 課 長	中 川 愛 博
保健福祉課長	米 田 志保子	総務課参事	橋 本 浩 美
産 業 課 長	北 坂 仁		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 陌 間 忍 書 記 藤 井 千 恵

(午前 8 時 5 7 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 1 2 人です。

議員定足数に達していますので、平成 3 1 年 3 月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番 岡田議員、2 番 田中議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 2 0 日までの 1 5 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 2 0 日までの 1 5 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、平成 3 1 年甲良町議会 3 月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

先月 2 月 2 2 日に、彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会が開催されました。平成 3 1 年度行政組一般会計予算では、新ごみ処理施設関連の環境影響評価業務、地質断層調査業務、地歴調査業務、地形測量調査業務の 4 調査業務の委託料 5, 9 6 1 万 6, 0 0 0 円を削減する修正案が可決をされました。そして、議員発議で、彦根愛知犬上行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める議決案が提案され、全会一致で可決をしました。

議決の 3 項目は、1 つ、建設候補地の愛荘町竹原地区を白紙撤回にすること。2 つ、建設候補地について、選定委員会対象の 5 応募地から再検討することとし、5 応募地から実現可能性が見出すことができない場合は、新たな公募も視野に、管理者会議で責任ある結論を早期に決定すること。3 つ、組合議会代表者会構成委員との意見交換を必要に応じて開催することが議決されました。

今後の進め方については、管理者会議及び組合議会で検討されることになります。

お手元に２月２３日、３月２日の新聞記事をご参照いただきたいと思います。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第１号は、地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正でございます。

議案第２号は、甲良町総合計画策定条例の制定でございます。

議案第３号は、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。職員の時間外勤務に関する改正でございます。

議案第４号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。行政職給料表、級別職務分類表を現在の実態に合わせて改正するものでございます。

議案第５号は、甲良町子育て応援金支給条例の一部改正でございます。少子化対策および子育て支援のさらなる充実のため、出産祝い金に加えて乳幼児を養育する子育て世帯に子育て応援金を支給する改正であります。

議案第６号は、甲良町長寿祝金条例の一部改正でございます。満年齢１００歳のみの方に支給する改正でございます。

議案第７号は、甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部改正でございます。通所介護事業所せせらぎ及び認知症対応型通所介護施設えがおの廃止に伴う改正であります。

議案第８号は、甲良町水道事業給水条例の一部改正でございます。給水装置の検査について、給水装置交換時にできることを明記し、必要に応じて立ち会いを求めることができる旨の改正であります。

議案第９号は、甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございます。学校教育法の一部改正による資格基準の変更であります。

議案第１０号は、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更であります。公立甲賀病院の脱退によるものであります。

議案第１１号は、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて、平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの指定管理の議決をお願いするものでございます。

議案第１２号 平成３０年度甲良町一般会計補正予算（第７号）について

は、８，５２１万１，０００円を減額し、補正後の予算総額を４１億７，９６８万円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、地方交付税および町債の増額、また、国庫支出金、県支出金、寄付金および繰入金の減額であります。

続いて、歳出では、総務費、総務管理費および選挙費の減額。民生費では、社会福祉費および児童福祉費の減額。衛生費では、保健衛生費および清掃費の減額。農林水産業費では、農業費の増額。土木費では、土木管理費および道路橋梁費の減額。消防費では、防災費の減額。教育費では、教育施設整備費の増額。以上が主なものでございます。

議案第１３号は、平成３０年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、３１６万２，０００円を減額し、補正後の予算総額を１０億２，０６５万８，０００円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、繰入金の減額、歳出では、予備費の減額。以上が主なものでございます。

続いて、議案第１４号 平成３０年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）については、５６３万８，０００円を減額し、補正後の予算総額を６，９８６万３，０００円とするものでございます。

議案第１５号 平成３０年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、１１４万３，０００円を追加いたし、補正後の予算総額を８億６，７８８万９，０００円とするものでございます。

議案第１６号 平成３０年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）については、３９万２，０００円を追加し、補正後の予算総額を１９８万９，０００円とするものでございます。

議案第１７号 平成３０年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、２８５万円を減額し、補正後の予算総額を４億７，０１１万９，０００円とするものでございます。

議案第１８号は、平成３１年度甲良町一般会計予算、および議案第１９号から第２６号の平成３１年度の７つの特別会計および企業会計の予算でございます。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より０．９％増となる４０億２，３４４万円であります。特別会計および企業会計による８会計の総予算額では、昨年度当初予算より１．３％減となる２６億１，２３１万７，０００円であります。

今回の予算編成につきましては、甲良町新総合計画に基づく施策の構築をはじめ、６つの基本方針による編成を行いました。

今後は、今まで以上に計画、実行、評価、改善を繰り返し行い、効率的で

正確な行政推進に職員が結束して事業を進めてまいります。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○村岸企画監理課長 お手元の議案書を1枚おめくりください。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正する条例。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則に次の号を加える。

（2）本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、変更し、または廃止すること。

付則。

この条例は、公布の日から施行する。

どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第1号は、可決されました。

次に、日程第4 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第2号 甲良町総合計画策定条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 議案書の裏面をお願いいたします。

甲良町総合計画策定条例。

趣旨といたしましては、第1条にて、この条例は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものでございます。

用語の定義といたしまして、第2条に定めております。

また、策定および位置づけといたしまして、第3条、町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の最上位の計画として、甲良町まちづくり条例の理念のもとに総合計画を策定するものを定めているものでございます。

また、2項におきましては、町長は、個別の行政分野に関する計画の策定または変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならないことを定めております。

3項といたしまして、町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、実施計画を定めるなど必要な措置を講ずるものと定めております。

また、第4条にて、審議会のことを定めております。

第4条2項につきましては、審議会の定員を定めているものでございます。

また、裏面をお願いいたします。

諮問および答申といたしまして、第5条にて、町長は、基本構想および基本計画を策定または変更するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものと定めております。

また、2項におきまして、審議会は、諮問された内容について調査および審議を行い、その意見を答申するものと定めております。

また、第6条にて、先ほどの関係で議会の議決を定めているものでございます。

また、計画の公表といたしまして、第7条にて、町長は、計画を策定し、

変更したときは、速やかに公表するものの公表の定めをしておるものでございます。

また、委任行為といたしまして、第8条にて委任行為を定めております。

また、付則といたしまして、施行日につきましては、公布の日から施行をし、また、現甲良町総合計画審議会条例については、廃止をお願いするものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 3点お尋ねします。

1つは、きのう報告がありました第三者委員会の不祥事のまとめ報告です。

きのうづけの読売新聞に大きく見出しで載っていました。「甲良町、組織風土に問題」という見出しです。そして、第三者委員会の不祥事まとめ報告というのがありました。

その中に、かなり詳しく、不祥事の起こったこと、それから、その原因、風土などに突っ込んで報告がされています。

そこで、1点目の質問は、ここにあります計画的かつ組織的という、総合的かつ計画的な町政運営を図るためというふうにあります。そういうようにして文言はありますけども、実際に風土がこういうように指摘をされています。

そこで、第3条の中に「町長は」というのが3つ出てきます。町長の責務というのは非常に重いところです。その点で、どのように、総合的かつ計画的な町政運営を図るためというのを実際の軌道に乗せるのかという点で、第三者委員会の報告を活かすという意味が非常に大事だと思いますが、その点での見解をお願いします。

2点目は、第3条です。第3条の「町の最高位の計画として」というのがありますが、「計画として」は、町のまちづくり条例にかかるものなのか、それとも、「総合計画を策定する」というところにかかるのか、これは、確認です。見解、説明をお願いします。

それから、3つ目は、第4条ですが、審議会は委員15人以内で組織するとなっています。戦略会議では公募委員が2人だったと思いますけども、少数ではなくて4人、5人、つまり、5人は十分必要だというように思うんです。それで、公募の枠はどのように考えているのか。

この3点です。お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 職員の服務にかかる第三者委員会の報告書から本条例に照らして

どうかということのご質問がありました。

基本的に風土ということが言われておりますが、この条例については、基本計画、いわゆる議会においては基本構想を議決いただくということでございますので、根幹をなす町の計画でありますので、今、第三者委員会で指摘をされている、しっかり、職員の、あるいは庁舎の組織を挙げたものにしていきたいし、それから、町民についても、福祉の向上という視点から、そういう計画が成り立つような総合計画に仕上げていきたいと、そのための皆さんの英知を結集いただくというものでございます。

それから、3条のご質問の町の最上位の計画については、総合計画そのものが最上位計画ということでございます。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 失礼します。町のまちづくり条例におきまして、17条、参画の権利といたしまして、町民は地方自治法に基づく基本構想およびこれを具現化するための計画ならびにまちづくりに関するその他計画の策定、実施および評価の段階に参画する権利を有するという事で条例で定めておりますので、より参加をしていただくような形で検討はさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 参加はあれなんですけども、参加していただくのは結構なんですけど、なかなか、自分から手を挙げるということになっていないようなんですよね。

そこで、公募でされるのか、それとも依頼、要請によってされていくのか。その点の公募の枠はどのぐらいを考えているのか。

つまり、今言われたように、権利として行使するんだからということなんですけども、実際には、町の総合計画、つまり、全体の流れの中で町民が発言をする、そして、堂々と自分の意見を述べていくというのが、なかなか、議会以外のところで見えないのが実際だと思います。つまり、私は総合計画の戦略会議の場面を想定して言っているんですけども、福祉計画の策定の場合でもそうなんですけども、公募で名乗りを上げてみずから計画の中に論議に入っていこうというのはなかなか少ないわけなんですけども、公募の枠をしっかりと設定する必要があるんじゃないかというのが、これが1つ。

もう一つは、先ほども言いましたけども、第3条に「町長は」というのがあります。今まで私も議員活動をさせていただいて、いいことは言う、いいことは書いてある。けども、実際は、こういう答申が、報告書が出てくるわけですよね。実行するのは行政の職員であり、行政の職員と協力をし、そして、町民と協力しながら進めていくということですから、そのところの肝

に銘じたスタンスがないと、総合的かつ効率的と、そして、しかも、総合計画でいいことが書いてあっても、それが実行できるというのがなかなか少ないわけですから、踏み込んだ、報告を受けて改革をするというのが、この条例を新しく制定する上でも大事なかなと思っていますので、質問させていただきました。

2点、よろしくお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、公募で予定をしております。

人数につきましては検討させていただいておりますけれども、現在、総合戦略の方で3名は入っていただいておりますので、3名以上という考え方でおります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

町長。

○野瀬町長 審議会はそうありますが、過去の総合計画改定時には、たびたびやらせてもらうんですが、町民の意向調査であったり、あるいは、町の学習を兼ねて啓発をするという町民学習等々もプログラムに組んでおりましたので、詳細は企画担当と、2カ年のスケジュールでありますので、スケジュール全体をどのように構成していくか、詳細は打ち合わせをして推進していきたいというふうに思っています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 少し伺います。

今の3条のまちづくり条例というのが、基本的には、甲良町の、我々の姿、着地点というふうな、目的というふうなところになろうかと思うんですけれども、これが平成15年に立てられているというところなんですけれども、これが新たな総合計画というふうなところにリンクさすというところに、ほかの、要は、目標という形でも含まれていくと思うんですけれども、そういうふうなところについてはどのように解釈してはるのか。ただ、着地点が一定のまちづくり条例に特化されているので、そのほかにもあろうかと思うので、これをどういうふうに、もっとほかにもあるよというふうな形のものを行政の方で考えておられるのか、その点について質問したいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 課題分析におけるお話になると思われしますので、そのあたりにつきましても、課題分析の方は、この計画策定にあたりまして重々させていただきたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第3号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

皆様、議案書の方をご覧ください。

第8条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務についてうたっております。第8条の2項に次の1項を加えるものでございます。

前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

定める規則でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴いまして、民間労働者につきましては、時間外労働の上限等が定められ、今年4月1日から施行されます。それをふまえ、国家公務員におきましても、人事院規則において、時間外命令を行うことができる上限を定めることとなりました。それに伴い、町におきましても、条例の改正を行い、時間外勤務を命ずる時間の上限につきまして規則で規定をいたします。

一般職の職員の時間外勤務を1カ月について45時間、かつ、1年につき360時間、他律的、いわゆる業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しましては、1カ月につき100時間未満、かつ、1年について720時間などを設定する内容でございます。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。

残業時間の規制ということなんですが、今、甲良町の中において、1人当

たりの職員の平均残業時間というのはどのくらいのことになっているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 平成29年度で一番多い時間は360時間を超える方が4人いらっしゃいました。平成28年度は、360時間を超える方がお二人おられるということで、平均は、申しわけありませんが、今、資料を持ち合わせておりませんが、360時間を超える人数というのは今申し上げたとおりでございます。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。

平均時間というのは後で資料をください。

というのは、一人二人が、これ、オーバーするといかんと、医者に行けとかいろんなことをやられるようなんですが、平均的に皆さんが残業をなさっているのかどうか。その辺の仕事の割り振り、張りつけ、その辺、人事の配置まで考えていかないかんことになるかと思うんですが、そういうことも見極めたいと思いますので、後で資料をいただきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第3号は、可決されました。

次に、日程第6 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第4号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 では、議案第4号につきましてご説明を申し上げます。議案書の方をご覧ください。

行政職給料表級別職務分類表の改正でございます。

別表第2中、1級から3級までは変更はございません。4級でございますが、「総括教諭」の次に「、館長」を加え、5級「、図書館長」を削り、「園長補佐」の次に「、館長」を加え、6級、現在職務がございません、「、主幹」を削るものでございます。

職務の実態に合わせ改正をするものでございます。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第4号は、可決されました。

次に、日程第7 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第5号 甲良町子育て応援金支給条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第5号についてご説明申し上げます。1枚おめくりください。

甲良町子育て応援金支給条例の一部を改正する条例。

甲良町子育て応援金支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「出産直後にかかる」を削る。

第2条中「新生児の出生日において、」を削り、「新生児」を「かつ、養育される乳幼児」に改める。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第5号は、可決されました。

次に、日程第8 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第6号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第6号。1枚おめくりください。

甲良町長寿祝金条例の一部を次のように改正する。

第2条中「満年齢88歳、満年齢99歳および」および「以上」を削り、「有し、かつ、居住している者」を「有する者」に改める。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 88歳は米寿、99歳は白寿。これは、いつから続いているものですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成3年からです。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 それで、平成3年から続いている。そして、それ以前はどういう制度でしたか。一時期、100歳で100万円という祝金があったときと思いますが、そのときに変わったのか。それまでは、平成3年以前はどういう制度で長寿祝金を施行されてきたのでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 町が条例で定める以前は、県の制度で激励金という形で100歳の方にあったと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番、山田です。

今回、このように変えたことによって、幾らぐらいの予算が変わってくるのでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 約60万円変わってくると考えてます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今、山田議員の質問に答えて、60万円を削る。非常に冷たいなというのを痛切に思います。

88歳、99歳、米寿、それから白寿は、長年にわたって庶民の長寿を祝う思いの中で育まれてきたものであります。これを行政がばっさり切ってしまうていいのかというのが問われます。

このようなわずかな予算を削ってまで設備建設に重点を置く、その基本姿勢は、町民には理解できないというように思います。

町長は、日本一の甲良町をつくる、中身がどうなるかというのは明らかにされていませんが、そういう点では、町民を大切にする、出産を祝い、そし

て長寿を祝う、これが人間の生きる道としては当然のところだと思いますし、そのところで、皆さんが、町民が評価をするという1つにもなりますし、はっきり切ったことによって、100歳は残ります、けども、100歳までの、インターネットで甲良町の人口分布を見ますと、84、5歳でがたと減っていきます。

そういう点でも、88歳、それから99歳の祝金、これは、わずかな金額ですけども、よく頑張って生きていただきましたねと、現役世代、いろんな社会貢献、それから、家族、子どもを育て、そういうように支えてきた人々です。そういう方々に敬意と尊敬をあらわす1つの形です。そういう点で、削るという発想自体が、私は、理解ができないわけです。

そういうところを含めて反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も、この件に関しては反対を出させていただきます。

甲良町は高齢化社会ということでお年寄りの方が多い。ということで、その方たちのことを一番に考えなければならない甲良町やと思っていますので、この件に関しましては反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第6号は、否決されました。

次に、日程第9 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第7号 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第7号についてご説明申し上げます。1枚おめくりください。

甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「甲良町デイサービスセンターせせらぎ」「甲良町大字在士357番地1」および「甲良町デイサービスセンターえがお」を削る。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 これ、中身も大事なんですけども、枠組みを変えるということの条例の改正だと思いますが、第2条第1項中とあります、デイサービスセンターせせらぎ、それから、デイサービスセンターえがお、これを削るだけであって、管理条例そのもの自体は残るのか、それとも、これによって消滅をするのかと、お答えをお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 せせらぎとえがおの名前が消えるのみです。設管条例としては残ります。

○丸山議長 保健福祉課長、よくわからないそうです。もう一遍。

○米田保健福祉課長 デイサービスセンターせせらぎ、えがおが消えるということでありまして、設管条例としては残ります。

○丸山議長 西澤議員、わかりましたか、わからん。

総務課長。

○中川総務課長 補足というか、新旧対照表を見ていただきまして、せせらぎとえがおというのはやめるということです。けやきとかつらぎはそのまま存続しますので、この条例自体は残るという回答であります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。

今、ちょっとよくわからないところがあるんですが。中身は、入るといいのか悪いのかわかりませんが、我々議会の方は継続させてほしいということを書いていたわけですが、どうしても社協がやめるから自然的にこれがやめるという方向へ来ているんだと思うんですけど。

それを新たにやってくださいというときには、また新たな条例を出すということなんですか。このまま何らかの形で残しといて、もう一度調査して、

努力不足のところであったことは認められているようですが、公募も何もしていないわけですから。

そういう意味合いのことから言って、施設は残っているから、普通に考えて、それは、新たなものが、民間が入ってこようが何しようが普通にできるということなのか。そういうところはもうちょっと詳しく聞かせてください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今現在のせせらぎ、えがおというのはやめるということなのでなくなります。

今、議員がおっしゃられるように、もし新たにすることでしたら、名前も含めて提案することもできますということの意味です。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 3月号の広報こうらにでかでか出ているんですね。社会福祉協議会のデイサービス事業の終了について。

確かに、社会福祉協議会のという、頭についていますので、デイサービス事業そのものが終了するのかどうかという点では響きははっきりしませんが、それでも、これは、甲良町で始まった、つまり、介護保険事業が始まる前から、デイサービス、それから出張のお風呂サービスなど、進んだ事業をされてきたわけです。

これで、大々的に終わってしまうという点では、町民は大変落胆をされています。私の聞く範囲でも、「残してほしい」「まだ今は行っていないけども、これから行きたい」と言う人もあれば、それから、ほかのところに移った方も、残っていたいという方もあります。

そういう点では、西川議員も質問されましたけども、名前が消えたことによって、新たにするときには新たに付け加える条例改正が必要になるんじゃないかと思うんですが、そこは、手続上、どういうようにされるつもりですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 そのとおりでありまして、いったん消えますので、もし新たにまたするということでしたら、どういう名前にするかも含めて、決まったことを条例改正でここに加えさせてもらうというような仕組みであります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。

今も質問が出ていました。社協がやめるということなんですけど、全国とは言いませんけど、せめて、滋賀県内で社協がこういう事業をされたように思うんですが、今現在、他の地区でもやめておられるというようなことがわ

かれは教えていただきたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 滋賀県内で指定管理で社会福祉協議会がデイサービスをやっておられるのは1市のみです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

町長。

○野瀬町長 何度も議論、そして、町としての考え方を述べさせていただきました。

議論で質疑にありますように、この事業は、介護事業の当初から、平成12年から今まで19年間行ってきました、かなり、何度も申し上げましたが、民間施設が充足をしてきたということで、木村議員のご質問がありましたように、県内では長浜市と甲良町が公的なサービスを行っているということでありますが、残る甲良町が、廃止というか、これをやめようとしておりますが、あと残るのは長浜市だけということになります。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。

ここで、位置というところで甲良町在士357番地の1、これが改正後では消えているんですが、これを認めると自動的にあそこは解体してしまうと、施設設備は廃棄してしまうことも可能になるかと思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 地番ごとですので、保健センターの中ではデイサービスはしないということの条例であります。

またするということでしたら、新たに、名前も含めて、先ほどのことで、また条例改正が出ると。この条例は、その部分はしませんと。

あと2つのところにつきましては従来どおりしますよと、残っていますよという意味の条例です。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 しますよどうのこうのということはいいいんですけど。設備は解体してしまうことが認められることになるのかどうかという点。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 施設の解体のどこまでは、ここではうたわれていません。

とりあえず、保健センターではデイサービスはしませんよということで、そのままの施設は、当面、そのままになろうかとは思いますが。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 デイサービスをやっている場所があきますので、今後、それをど

う利活用するかは、内部で検討して、今後の方向は熟慮して検討して、皆さんにまた、議会にお諮りをしながら決めていきたいというふうに思います。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 町長が言われたのが本当だと思うんですが。

こういうことをやる時には詰めたことまで言わないと、あそこで認めていただいたから勝手に壊しますというような話とか、そんなもん、自動的にこれやったら認められると思うんです、提案の仕方で見えていたらね。

その辺は、そこまで、提案するときに説明しないと、何か、サービスだけがなくなるんだ、施設は置いてあるみたいな感じになっているわけですけど、普通、我々の受け取りは。その辺で再開しなさいということも言っているわけですし、その辺のところまでね。今、町長は別のことを考えると言っているわけやし、行政内部が混乱しているわけ、わしに言わせたらね。

その辺を的確に、もう一度、町長が言ったことが正しいのかどうか、その辺を答えてください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 町長がおっしゃられたことが正しいと考えます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 西川議員の質問と、それから、当局側の答弁と併せて疑問が新しく湧いてくるんですけども。

この条例を、2つの文言、3つですね、括弧になっているやつ。地番を入れて3つですけども。保留のままで新しく業者がデイサービス事業をやろうという事業者が出てきた場合、そのときに変更をするという手続でも技術的に十分可能ではないかと思うんですが、そこは、どうなんですか。保留をしないと、そういう方が出てきたときに変更していく。名前は、どうもこれではすっきりせんので変えてくれとか。地番そのものはあそこですよ。という点では、えがおとせせらぎが変えられる場合、変えられる状況が出てきたときに変更手続をしても十分可能ではないかと技術的には思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 技術的には可能と思われませんが、現在、せせらぎ、えがおについては終了するという事になっておりますので、この時点で消させていただきますと考えます。

○丸山議長 10番 建部議員。

○建部議員 10番 建部です。

このデイサービス事業は、もともと、我々は、存続してほしい、町で持ってデイサービス事業をやってほしいという願いがあります。

そういう立場で、仮に、今、西澤議員が質問された、残しておいてもいいじゃないかという、そういう質問に関連するんですが、今、この名称をここで外す、外さないとか何かデメリット、外さないといけないという法はあるんですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会がせせらぎとえがおをやめられるということですので、消させていただくという考えです。

○丸山議長 10番 建部議員。

○建部議員 そういうことじゃないんです。

もし、この事業、今後、町がいろいろ検討し、民間からもぜひともあそこでやらしてほしいという、そういう業者があらわれるとか、そういう事態になったときに、その業者でもってここで、西澤議員が先ほど言われたように、名称の変更をすればいいだけで、現在、仮に、社協がそれをやめたからと言って、即これを削るということ。削らなければならないという法があるんならともかくですが、それだったら、次の新しいデイサービス事業を行っていただく業者が出てくるまで、このまま置いておいてもいいではないかというふうに思うんですが、再度、お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 提案させていただいているのは、町としては指定管理でデイサービス事業をやってきたと。それが、受け皿としては社協がやっている。

この間、社協の存続を含めて検討した中で、初期の段階では、他の事業者を入れて存続をとということも、十分、前期のときには検討してまいりました。

しかし、今、この時点に至っては新規の事業者は見込めないということの見通しでありますので、いったん、指定管理についても外させていただきたいということでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番、宮寄です。

我々は、議員をやっております町民の代表であります。だから、皆さん、議員諸氏が今質問しておられるのは、行政がここですっきり切って、二度と、今、公募もしていない、やる気がないんじゃないかと。うまくごまかしてここですっきり切って、全て行政が手を引くんじゃないかという疑念を抱かしているわけです。

いやいや、違うんですと。これは、名称をいったん切るだけでやって、新たに募集をもう一度かけてみるとか、そういう姿勢が見えないから疑われているわけです、うまくごまかしているんじゃないかと。そこをしっかりと説明

しないからこういう質問がだらだら続くわけです。はっきりと言わな、やる気はあると。あるのかないのか。ないように映っているからこのような質問が出るわけですよ。

昨夜も、私のところに、ある町民さんが参られました、デイサービスを続けられないのかと。明日、議会があるから、そこで僕も言っときますと意見は言ったんですけども。

みんな思っておるわけですよ、もう二度とやる気はないんじゃないかと、今のこの体制で。だから、これ、委員会等でもずっと議論が続いているわけですね。何か、やる気があるなら、いやいや、いったん、これは、社協がやらないと言っているから閉じるだけであって、行政としてはやる気があるのかないのか、そこを教えてくれ。そこを言わんと、いつまでも、これ、堂々めぐりになってしまいますよ。どうなんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 最終的には、行政ではデイサービス事業は見込めないということで事業の存続はしないということでございます。

○丸山議長 7番 宮寄議員。

○宮寄議員 いや、僕の聞いているのは、行政、町が直接経営してやれという、それは無理なのはわかっています。

いや、新たに公募を1年間やってみるとか、何か、その姿勢はないんですかと聞いているんです。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会の方に指定管理としてデイサービス事業をやっていたいていましたが、社会福祉協議会がやめるということで、町としてもデイサービス事業をやめるというふうに現在は考えております。

○丸山議長 要は、あそこでするかしないかよ、要は、皆な。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 デイサービス事業についての指定管理は、町としてはいたしません。

○丸山議長 あの場所でもしないということやね。

○米田保健福祉課長 はい。

○丸山議長 そういう判断ね。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 再度、すみません。

いや、もう二度と、この事業には町はかかわりたくないと言っているんですね、じゃ。公募もしない。

だから、町が直接やれと言っているんじゃないんですよ。新たな事業者を

募集してあそこで誰かやってくれませんかというのもやる気ないと言っているんですか。皆さん、それを心配しているわけですね。町がその姿勢を見せないのかと。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、介護保険事業の中で通所介護サービス事業が不足しているという甲良町の現状はございません。

そこで、町内業者は5カ所あります。そこで町内の方の定員はまだ満たしていないところもございます。デイサービス事業の量としては、現在のところ、十分確保できておりますので、甲良町が指定管理をした形でのデイサービス事業はしないという方向でおります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今の質問と討論などを聞いていますと、それから、今までの取り組みですね、社協が撤退を表明されたのが1年5カ月前になりますか、前々年の9月議会に撤退の表明がありました。

そして、総務委員会の中でも町長が明らかにされたんですけども、継続の要請を4回話し合ったけど、したことがないことがわかりました。

それから、一昨日の全協の中でも、公募をしたことがないという点でも、あの場所を活用して継続する意思がない、努力がないというのがはっきりしました。

その上に、条例そのものが、ここでこれが削られてしまいますと、管理条例は残るんですけども、あの場所、つまり、在士357番地1のところで続けるということがなくなるというのが名実ともに明らかになったと思います。

それで、西川議員と私とが、社協がデイサービス撤退のときに福祉センターでヒアリングを行いました。そのときに、あの場所を健康推進の一翼を担うコーナーとして使いたいというのを福祉課長が言われたのを私は覚えてますしメモに残っています。

それで、一般質問でそのことを聞いたんですけども、それは、ごまかしていただきました。という点でも、町民の代表である議会と真摯に向き合って、そして、町民の願いを一步步実現していくという点では、見えないという思いですね。

そして、これから、私も70歳ですけども、団塊の世代が75歳に行きますと、それぞれ、超高齢化の時代に入ります。政府もそのことを危機として

捉えて、超高齢化の中での総合的な社会保障関係を継続させるためにいろんな施策を考えています。

それを、先端を切って甲良町が、デイサービスの事業については切ってしまうと。けども、これからの事情は、社協さんの中の問題、これは、総務委員会でも明らかになりましたが、この問題がそのまま問題解決されないままずっととなってきた結果によって、5日にも私が言いましたが、現在、3月31日まで続けるという事業が1名しかありません。12月までには終わる計画で進んでいたことが明らかに、実態としてなりました。

職員さんに聞きますと、8月、9月、10月にかけて、いろんな要らんものを整理して終わらせられています。設備も、そういうところで更新をしたり修理を、軽微な修理そのものも応じてもらえないという状況になっています。そういうことから見たら、最後のとりでとなる条例そのものがなくなっちゃうという、再開自体にするときの努力の基盤がなくなってしまいます。

ですから、公募をかけてやるというのもしていませんで、今後、公募をかけて、町民の世論とともに、町行政がきちっとその願いに応じて動くように、私は、求めて、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 私も反対であります。

まず、町がこれからめざす福祉の中に、お年寄りや障害を持つ方々のサービス、これは、民間であれ町であれ、ぬくもりのある行政として存続させていかなければならない重要な課題です。これは、ぜひとも再開に向けて努力すべきが町の立場であります。

よって、私は、この条例の名称の削除については反対といたします。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。

私も反対討論とします。

公募がかけられていない。あきれかえって物が言えないんですが。何らの努力も、1年間、していなかったということが明らかになったわけですけど。することせずして、これ、社協が言うから、右へ倣えでここへ提案なされているようですが。

先ほどの質疑のときでも言えばよかったんですけど、下之郷にあるかつらぎ、これを移動することだってできるわけですよ、場所移動。そういう方法論もあるし、公募を新たにかけることもできるだろうし。あそこの支援センターそのものが、どういう、当初建てられた、私、あの中身、いきさつがわからないんですが、これから健康長寿やとかいろんなことを言い出して

る中で、そういう民間企業を入れておくことがいいのか、あそこへ。その辺のことも、ある意味、考えないかんだろうし。いろんなことを考えていった中で総合的な判断として、こちらにある施設も有効に使うと。それも、逆にするんなら、何らかの提案で持ってきてやるようなことでいかないと、名前だけ消すだけで提案してくるような話じゃなくして、もっとしっかりとした提案でやっていただきたいというふうに思います。

反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第7号は、否決されました。

次に、日程第10 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第8号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 では、議案第8号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。議案書をお願いします。

甲良町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第34条中「町長は、」の次に「給水装置交換時、または、」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の検査は、水道栓の開閉を含む。

3 前2項の検査において、町長は、必要があるとき認めたときは、水道の利用者に対して立会いを求めることができる。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

よろしく願います。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 改めて確認をしておきますが、新旧対照表の3のところが追加をされています。そこで、その中の「必要があると認めたときは、水道の利用者に対して立会いを求めることができる」というのは、止水栓、つまり、以前は、本管のところは町の管理、メーターからはそれぞれの利用者の管理になりますので、メーターから中に入る、つまり、敷地内に入って調べることも立会いの上でできるということを含んでいるというように理解していいんですか。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 そのとおりでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第8号は、可決されました。

次に、日程第11 議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第9号 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第9号についてご説明をいたします。

議案書の方をお願いします。

甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正します。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号の中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「した」の次に「者」を加え、「または水道環境」を削る。

第4条2号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条4号中「した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

付則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

よろしくをお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第9号は、可決されました。

次に、日程第12 議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第10号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもっ

て滋賀県市町村職員退職手当組合から公立甲賀病院組合が脱退することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第10号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する団体のうち、公立甲賀病院が地方独立行政法人公立甲賀病院組合を設立するため、平成31年3月31日をもって脱退することになり、別表第1から公立甲賀病院を削る改正でございます。

付則、この規約は、平成31年4月1日から施行する。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第10号は、可決されました。

次に、日程第13 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第11号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第11号についてご説明申し上げます。裏面をお願いいたします。

甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1、公の施設の名称、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」。2、指定管理者、東京都中野区中野二丁目14番16号、株式会社東京アスレティッククラブ。代表取締役、正村宏人。3、指定管理期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

議案11号に関して資料7が提出されています。

それを見ますと、事業の展開、拡充が書かれているわけですが、軽減処置については町の管轄なのかどうか、これが1つです。

そして、現行の軽減処置はどういう状況、つまり、利用料ですね、利用料の軽減の処置は、現行はどういう状況になっているか、ご説明をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 利用料の軽減措置という意味合いで、使用料条例で定めている金額について、それ以内で指定管理者が定められるという形で公募を受けております。取り決めがございます。

現行の軽減は、引き続き、拡充はされます。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 定額の利用料に関して、障害者手帳をお持ちの方は半額になる。また、入浴については、甲良町に在住の65歳以上の方は無料で入っていただけるというような軽減措置がございます。金曜日のみです。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 65歳以上の方のお風呂、いわゆる香良の湯は金曜日無料と。そ

して、プールは軽減措置はないのか、あるのか。あれば、どんな処置ですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 プールの定期的場合には、65歳以上の方は軽減措置があります。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 定期といいますと、何か教室に通っているとかでしょうか。それとも、単発的に運動したいなと思った方が水中ウオークに行ったりする場合は適用されないのか。現行の軽減措置はどんなのがあるのかというやつを説明願いたいという意味の質問ですが。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 プールの利用に関しまして、町内在住の65歳以上の方は、自由に毎日でも来ていただける45日間の定期券というのがございます。それが、通常5,000円のところ半額ということでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

○丸山議長 1番 岡田議員。

○岡田議員 岡田隆行です。賛成討論をさせていただきたいと思います。

東京アスレティッククラブにおいては、日本で最初に生まれた会員制の統合スポーツクラブで、特にチャイルドクラブにおいて、体操などを通じて、規律と挨拶の方に、指導の方に定評があります。

それから、幼児教室においては、運動能力向上とともに、心の発達、脳の発達を促進し、挨拶、整理整頓、我慢、運動、お話などの社会性を養うことを目的とされているため、甲良町の子どもたちの課題において大変重要な役割を示していると思いますし、指導にも定評があると思うので、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。

私も、賛成討論をさせていただきます。

全協で確認させていただいたところ、健康推進に対して積極的な提案をされているというところがございます。プール自身を、もう少し積極的に、私も、運用して健康推進に進めてもらいたいと思いますので、そういったところで方向性が合っていると思いますので、賛成意見とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私も賛成討論です。

資料7にありますように、事業展開のところで、なかなか踏み込んで展開される計画が提出されています。そのところで、広報活動の強化やアウトリーチ活動の実施で、町民の健康づくり、体力づくりの一環として地域に出向いたアウトリーチ活動を行っていくということと併せて、町とタイアップして、先ほど言いました、利用の軽減、それから、定期で利用する40日ですか、40日間の回数券みたいなやつを発行して、その分は5,000円だけでも半額に、65歳以上はなると。これ、ほんの近くにいてる者でもなかなか行こうと思っても行けないという声も聞いています。そういう点では、利用料が軽減されるというのは1つの後押しになって、健康づくりの一環として利用が拡大されていくというように思いますし、そういう方向で取り組んでいただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第11号は、可決されました。

ここで、お諮りします。

これより審査願います日程第14 議案第12号の平成30年度甲良町一般会計補正予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第14 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第12号 平成30年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,521万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,968万円にするものであります。

繰越明許費については、第2表で説明をいたします。地方債の補正は、第3表で説明をいたします。

それでは、次のページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正ということで、歳入の部であります。

9款 地方交付税、補正額、195万1,000円、12款 使用料及び手数料、3万2,000円、13款 国庫支出金、928万2,000円の減額、14款 県支出金、330万2,000円の減額、15款 財産収入、197万2,000円の減額、16款 寄付金、5,000万円の減額、17款 繰入金、6,402万円の減額、19款 諸収入、888万2,000円の増額です。

次のページをお願いします。

20款 町債、3,250万円です。歳入合計が8,521万1,000円の減額であります。

次のページ、歳出の部であります。1款 議会費、73万6,000円の減額、2款 総務費、8,019万7,000円の減額、3款 民生費、3,433万2,000円の減額、4款 衛生費、316万3,000円の減額、6款 農林水産業費、374万1,000円の増額、8款 土木費、3,917万4,000円の減額。

次のページをお願いします。

9款 消防費180万9,000円の減額、10款 教育費、7,045万9,000円の増額。歳出合計が歳入合計と同額であります。

次のページの第2表、繰越明許費補正であります。

追加として、10款 教育費で金額が1億4,253万9,000円であります。

次のページをお願いします。

第3表地方債補正で、追加として、起債の目的が、小学校整備事業債で、補正予算債であります。限度額を4,830万円にするものであります。

次、下で、変更で、起債の目的ですが、地方道路等整備事業債で240万

円の減額で、補正後を８３０万円にするものです。

もう一つが、公共事業等債で町道改良分で１，３４０万円の減額で、補正後を９７０万円にするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第１５ 議案第１３号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第１３号 平成３０年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）。

上記の議案を提出する。

平成３１年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第１３号、補正予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１６万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億２，０６５万８，０００円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正、６款 繰入金、補正額３１６万円の減でございます。歳入合計は同額でございます。

次のページをお願いします。

歳出の部。１０款 予備費、補正額、３１６万２，０００円の減額でございます。歳出歳入合計はそれぞれ同額でございます。

よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

１１番 西澤議員。

○西澤議員 ６ページの確認をしておきます。

その他の一般会計の繰り入れは法定外繰り入れなのか法定内繰り入れで計上されているのか、説明をお願いします。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 こちらのほうは法定内繰り入れとなっております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第１６ 議案第１４号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第１４号 平成３０年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）。

上記の議案を提出する。

平成３１年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第１４号、補正予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５６３万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９８６万３，０００円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入。１款 １項 後期高齢者医療保険料、３８７万３，０００円の減でございます。３款 １項 一般会計繰入金、１７６万５，０００円の減。歳入合計は、補正額は５６３万８，０００円の減となっております。

次のページをお願いします。

歳出の部。２款 １項 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、５６３万８，０００円の減で、歳入歳出合計は同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第１７ 議案第１５号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第１５号 平成３０年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第３号）。

上記の議案を提出する。

平成３１年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第15号について説明申し上げます。予算書裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8億6,788万9,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。3款 国庫支出金、補正額114万3,000円。歳入合計、補正額、114万3,000円。計8億6,788万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。3款 地域支援事業費、補正額、0円、7款 予備費、補正額、114万3,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第16号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第16号、補正予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入、2款 1項 使用料、補正額、39万円の増でございます。3款 1項 管理料、3,000円の増でございます。5款 1項 基金繰入金、1,000円の減でございます。歳入合計補正額は39万2,000円の増額となります。

次のページをお願いします。

歳出の部。２款 １項 返還金、補正額、３９万２，０００円の増でございます。歳入歳出合計はそれぞれ同額となります。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第１９ 議案第１７号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第１７号 平成３０年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

上記の議案を提出する。

平成３１年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第１７号を説明させていただきます。

補正予算書の裏面をお願いします。

歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ２８５万円を減額し、総額を４億７，０１１万９，０００円とするものでございます。

地方債の補正につきましましては、第２表において説明をいたします。

まず、１ページをお願いします。

歳入の補正でございます。２款 使用料及び手数料、１２３万５，０００円の増でございます。３款 国庫支出金、９０万円の減でございます。８款 町債、３７０万円の減でございます。歳入合計補正額は、２８５万円の減でございます。

続きまして、２ページをお願いします。

歳出でございます。２款 下水道事業費でございます。２９１万円の減でございます。１款 総務費でございます。６万円の増でございます。歳出合計補正額につきましては、歳入補正額と同額でございます。

３ページをお願いいたします。

第２表、地方債の補正でございます。

公共下水道事業債限度額６０万円の減でございます。流域下水道事業債３１０万円の減でございます。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第20 議案第18号から、日程第28 議案第26号までの平成31年度各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第20 議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第18号 平成31年度甲良一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第18号をご説明します。

予算書の裏面をお願いいたします。

平成31年度甲良町一般会計予算。歳入歳出の予算とこです。歳入歳出をそれぞれ40億2,344万円にするものであります。

債務負担行為については、第2表で説明いたします。

地方債については、第3表で説明します。

一時借入金は、6億円にするものです。

それと、歳出予算の流用であります。給与、職員手当および共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用をするものであります。

それでは、第1表をお願いします。

歳入です。1款 町税、8億1,203万1,000円。2款 地方譲与税、3,547万4,000円。3款 利子割交付金、100万円、4款 配当割交付金、245万円、5款 株式等譲渡所得割交付金、280万円、6款 地方消費税交付金、1億1,000万円、7款 自動車取得税交付金、440万円、8款 環境性能割交付金、187万2,000円。

次のページをお願いします。

9款 地方特例交付金、1,513万7,000円、10款 地方交付税、15億6,900万円、11款 交通安全対策特別交付金、121万5,000円、12款 分担金及び負担金、1,751万4,000円、13款 使用料及び手数料、2,291万4,000円、14款 国庫支出金、3億7,156万9,000円、15款 県支出金、2億4,828万3,000円。

次のページをお願いします。

16款 財産収入、2,372万5,000円、17款 寄付金、6,010万円、18款 繰入金、3億5,567万7,000円、19款 繰越金、4,000万円、20款 諸収入、1億1,837万9,000円、21款 町債、2億990万円で、歳入合計が40億2,344万円であります。

次のページをお願いします。

次、歳出です。1款 議会費、6,667万7,000円、2款 総務費、8億1,129万5,000円、3款 民生費、12億6,671万4,000円、4款 衛生費、3億125万9,000円、5款 労働費、151万6,000円、6款 農林水産業費、8,922万3,000円、7款 商工費、3,198万3,000円、8款 土木費、4億5,899万4,000円、9款 消防費、1億7,042万3,000円、10款 教育費、4億5,102万2,000円、11款 災害復旧費、2万5,000円。

次のページをお願いします。

次が、12款、公債費、3億6,993万3,000円、13款 諸支出金が37万6,000円、14款 予備費が400万円で、歳出合計が歳入と同額であります。

次の第2表、債務負担行為であります。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償であります。期間については、平成31年度から43年度までで、小規模企業者小口簡易資金として、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降、11年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実質損失額の10分の8について、100万円でその損失を保証するものであります。

次に、公共施設個別施設計画策定事業で、31年度から32年度の事業で、限度額を2,635万3,000円にするものです。

総合計画および総合戦略策定事業で、期間が31年度から32年度までで、1,346万1,000円を限度額にするものです。

甲良東小学校修学旅行事業、これも、32年度までで84万7,000円が限度額。甲良西小学校の修学旅行事業も32年度までで84万3,000

円。甲良中学校修学旅行事業、これが３２年度までで４３７万９，０００円です。

次、８ページをお願いします。

学校保健検査事業、期間が３１年度から３２年度までで２３３万８，０００円が限度額。高齢者介護用品支給事業、これも３２年度までで１，３６２万円です。住民検診委託事業、３１年度から３２年度で２３１万３，０００円、各種がん検診委託事業が３２年度までで１，３１４万２，０００円、骨粗しょう症検診委託事業が、これも、３２年度までで５６万６，０００円あります。

次、第３表です。地方債です。

起債の目的で、臨時財政対策債、限度額を１億円にするものです。次に、電算システム整備事業債、１，３６０万円が限度額です。地方道路等整備事業債、１，８００万円が限度額です。公共事業等債（町道改良分）、３，１３０万円が限度額です。次に、地域活性化事業債が４，７００万円が限度額で、合計が２億９９０万円にするものです。

以上、よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

１１番 西澤議員。

○西澤議員 １１番 西澤です。

具体的な事項については委員会で議論になると思いますが、基本点のところで質問を何点かしたいと思っています。

全員協議会で建部議員の指摘がありました。私も確認をしましたら、３０年度と３１年度の予算の概要、当初予算および主要施策の概要、これの１のところにあります、平成３０年度一般会計予算のポイントというところが、これ、３０年度と３１年度、丸６つが並んでいます、これ、全く同じです。３０年度の②のところの部分が２行抜けているだけであります。

これについて、町長の立場、基本姿勢を尋ねていきます。

まず、これ、目を通されたんですか、３１年度の全く同じ文言です。つまり、３０年度、３１年度と変わりませんよ、３１年度もこれで行きまっさということで、とても吟味したとは思えない。

それから、２つ目は、町長自身が基本方針を指示したのですか。これ、町長が指示をした６点ですよね。３０年度も６点、全く同じ中身。抜けているのは、②のところの、また、毎年人口の１％以上を増やせば云々ですね。地域にかかわる人口であると、関係人口を増やす取り組みを推進していくというのが抜かれています。それ以外は全部一緒です。建部議員が指摘をして、文字の中身も全く一緒ということで指摘がありましたが、私は、この２点、

まず、町長が目を通したのか。そして、町長が指示をした中身なのかということ聞かせてもらいたい。それが2点目です。

3つ目は、野瀬町長は、1月4日、辞表を提出されました。1月4日、突然思い立って辞表を提出されたのではないと思います。12月の議会が終わりましたのが12月12日です。それ以後、町民の批判、議会の批判を受けて、いったん出直しをしようというようにして思案をされた、考慮をされたというように思います。来年度の予算が迫っています。こういうことが頭から、抜けたとは言いませんが、軽くなったのではないかというように思っています、3点、お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まずもって、①から⑥の記述が同じであるということでございます。

これにつきましては、29年11月から私の任期がスタートをしておりますので、30年度、31年度の予算編成が私から始まりました。したがって、①から⑥については、大枠の基本事項でありますので、これは、変更がないということで、後の細部の事業、施策については、予算書のそれぞれであります、基本事項については、編成方針の骨格でありますので変更がないということでもあります。

それから、予算編成であります、基本的には、11月1日に予算編成方針を町長名を出して各課に指示をしておりますので、その連続線上で予算の編成作業が始まるということでもありますから、事務的にはそういう流れでございます。

それから、1月4日の辞任であります、おっしゃいました12月12日、議会でのご批判、それから、町民の民意等々を勘案しまして、1月4日、突然ということにはなりましたが、年末年始、熟慮をして判断したということでございます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、この6点は確信を持って議会に提示をしたと、31年度の基本方針はこうですよ。そうすると、30年度から31年度、全く進展をしていないのかというように私も思います。

例えば、5のところの、地域住民との連携強化のところ、住民グループの育成を行う、これが掲げられていますので、そういうところはまだ重点として必要だと、つまり、まだまだ道半ば、ないしは育っていないというように認識をしているんだと思いますし、各所間の連携、徹底、これも、全く同じ文章です。つまり、各課が連携すべきというのは、もともと、庁舎内での各課が連携をして行政としてまとめた方針が出てくるわけですが、これ

を掲げざるを得ないところ、町長は、行政力のアップ、向上を大きな公約として掲げて当選をされました。そして、役場に入り指導に入られたわけですが、そのことがまだできていない。文章の中にも、総合行政への転換を徹底しというようにあります。

その後、30年度の結果どうだったのかという決算書が、まだこれからですけれども、そういう記述はありません。ですから、これ、まだまだ、30年度の方針に掲げたやつのところは基本方針で言われましたけれども、課題を見つけてこういうところを強化するとかいうのはなかったんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘はそのとおりだと思いますが、今年度、内部作業としては、行政改革の第一ということで、内部的には、予備作業としましては、予算の歳出削減ということについても事務的には取り進めてまいりました。

それから、具体の2つをおっしゃいましたが、住民グループの育成については、企画課長が申し上げましたとおり、予算にも盛り込んでおりますが、甲良町の13集落の枠組みのきずなが強くって、全庁挙げたとか、あるいは、住民グループというところ辺についても、もっと育成をしなければならないというふうに思っておりますし、それから、行政内部組織の連携であります。南部工業団地、継続事業になっておりますが、今は産業集積用地と言っておりますが、1セクション1担当で進めにくいプロジェクト等々についてもありますので、さらに、課を超えた連携というのをもっと強めてまいりたいというふうに思っております。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 それで、具体的な論議は委員会に進んでいくというように思いますが、債務負担行為を見るだけでも、また、報道の31年度の甲良町の施策のところで見ましても、委託、つまり、町自身が、町長自身が、また、幹部職員とともに職員等と計画をしていくことも全部委託事業ですよ。公共施設の個別計画の策定をするところに2,600万円の債務負担があります。それから、総合計画を進める上でも債務負担を1,300万円になります。こういうところで、町民に、また、行政で職員で町長で努力をして計画をつくっていくという。確かに、論議をした後、町民に知らせるまとめの報告書やとか、それから、策定作業の、こういう方向でのまとめをしていく上では文書印刷の費用は出てくると思いますけれども、委託そのものも全部、計画そのものも委託をしていくわけですから、行政は汗かかない、町長は汗かかないというようになります。受けたやつを、はいどうぞというように進めていくことになります。

一方、町民の暮らしはどうなのかという点では、大変に厳しくなっていま

す。昨今、どのテレビ、新聞を見ても値上げラッシュです。年金も下がる。米価の維持も大変というところで暮らしが大変になっています。

そういうところで、どういうようにして、甲良町の限られた予算、約40億円ですけども、その予算の範囲で支えるのかというように吟味をされてこの6ポイントが出てきたのかという点で、最後、お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まず、2表の債務負担行為であります、これは、年度を超えて継続的に事業を推進するという負担行為のものでございます。

それから、仕事の中身で委託が多いではないかということでありますが、何も、業者に全部という、まあまあ、有効に業務を進めるという点では委託業務ということで委託をしますけど、職員が主体的にかかわる、あるいはコントロールをするという、職員と業務ということになりますので、職員はしっかりその業務を推進するという面での委託だというふうに思っています。

それから、最後、暮らしとおっしゃいました。非常に景気低迷の中で町民の暮らしということは私も感じておりますので、各課それぞれの予算を通じた中での行政施策を通じた展開をしてまいりたいというふうに思っています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 西澤議員と関連しますが、私も、再度、確認をします。

30年度の事業の反省、評価に立って31年度はどうあるべきかという、その重点を決めるポイント。それが昨年度と全く同じということは、町長の姿勢、これがあなたの行政姿勢なんだと。

昨年掲げた重点が31年度も全く同じということはある得ない。少なくとも、30年度の事業を総括したときに、どこを評価してどこを反省があるのか、さらに、31年度はどういう課題をもって取り組むのかという、そういう思考能力がない。

これは、あんたは目を通したか、そのことを十分吟味したかって、先ほど西澤議員が問われたけど、あんたは全く目を通してないや、これは。

そうでなかったら、30年度と31年度、全く同じ力点、方針、そんなことはあり得ない。あんた、30年度の事業を振り返って、反省なり評価、どこに課題があるのか、どういう問題を残してきたのかという、そういうことを自分自身で考えていない。そのあらわれですよ。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 繰り返しになりますが、30年度、31年度、継続した重点、骨格については、私が就任してからの変更がないという意味での記述がそのとおりでございます。

30年度の反省に立ってということではありますが、なかなか成果が見えていないのも事実でありますし、総合戦略のPDCA、実績評価もそれぞれの項目でチェックをしておりますが、成果につながっていないというのが今の実態でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで15分間休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第21 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第19号 平成31年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第19号。予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億673万8,000円と定める。

債務負担行為については、第2表で説明いたします。

一時借入金については、借り入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用については、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用を行う。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間流用を行うと定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入。1款 国民健康保険税、金額、1億4,547万7,000円、2款 使用料及び手数料、6万6,000円、3款 国庫支出金、1,000円、4款 県支出金、6億6,769万2,000円、5款 財産収入、1,000円、6款 繰入金、9,248万7,000円、7款 繰越金、1,

０００円、８款 諸収入、１０１万２，０００円。

次のページをお願いいたします。

９款 町債、１，０００円。歳入合計は、９億６７３万８，０００円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。１款 総務費、３，１８５万５，０００円、２款 保険給付費、６億５，２０８万６，０００円、３款 国民健康保険事業費納付金、１億８，８５７万１，０００円、４款 共同事業拠出金、２，０００円、５款 財政安定化基金拠出金、１，０００円、６款 保険事業費、２，３７１万２，０００円。

次のページをお願いいたします。

７款 基金積立金、１，０００円、８款 公債費、６３５万円、９款 諸支出金、９０万１，０００円、１０款 予備費、３２５万９，０００円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページ、第２表、債務負担行為についてです。

まず、健康づくり事業委託。期間は３１年度から３２年度まで。限度額は４２８万５，０００円、特定健康審査委託、３１年度から３２年度まで、７６８万３，０００円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第２２ 議案第２０号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第２０号 平成３１年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成３１年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第２０号。予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，２４７万１，０００円と定めるものでございます。

債務負担行為は、第２表で説明いたします。

次のページ、第1表、歳入の部。1款 後期高齢者医療保険料、4, 588万5, 000円。2款 使用料及び手数料、1万円、3款 繰入金、2, 624万5, 000円、4款 繰越金、9万円、5款 諸収入、24万1, 000円、歳入合計は、7, 247万1, 000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、483万7, 000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金、6, 729万5, 000円、3款 諸支出金、31万9, 000円、4款 予備費、2万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページ、第2表、債務負担行為をお願いします。

後期高齢者集団基本健康審査委託、期間は31年度から32年度まで、限度額は87万9, 000円、後期高齢者集団基本健康審査の2次検診の委託、期間は同様でございます。限度額は50万円でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番、西澤議員。

○西澤議員 これも、委員会付託になっておりますので具体的にはそこで論議になると思いますが、先般の2月15日に後期高齢者医療制度の滋賀県の連合会の議員に町長が当選をされています。それで、後期高齢者の医療制度については、大変、制度上の矛盾もありますし、それから、超高齢化社会、つまり、私たちが団塊の世代で、さらに少子化になり高齢化になっていくという中で、この制度をどういうようにして維持をし、そして、県民の、甲良町においては町民の健康増進保持を目的として進んでいくのかという点で議会の活動をされるというように思います。

それで、その点で、どういうように基本点を置きながら、また、議会が開かれたらどういうようにして活動されるのか、視点、考えを伺っておきたいと思います。

今日、突然この質問をしていますので、委員会のときに準備をしていただいたら結構かと思えますし、今、表明をしていただけるのなら、その範囲でまたお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 人口は減っておるんですが、これから鈍化をすると思うんですが、後期高齢者の人口も増えているという状況でありまして、当然、お年寄りになると医療費がかさむということになりますので、医療費がかさむと保険料に、はね返るということになりますので、それは、国保、後期高齢者医療、県の会計が一本化されましたので、そこでも十分論議をしていきたいという

ふうに思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第21号 平成31年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第21号についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,452万8,000円と定めるものでございます。

債務負担行為につきましては、第2表でご説明申し上げます。

一時借入金といたしましては、最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

また、歳出予算の流用は、同一款内で経費の流用ができることを定めるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入。1款 保険料、1億7,834万2,000円。2款 使用料及び手数料、1万円、3款 国庫支出金、2億995万円、4款 支払基金交付金、2億1,198万2,000円、5款 県支出金、1億1,979万5,000円、6款 財産収入、1万5,000円。7款 繰入金、1億3,342万8,000円、8款 繰越金、100万円、9款 諸収入、5,000円。

次のページをお願いいたします。

10款 町債、1,000円。歳入合計、8億5,452万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、4,228万3,000円、2款 保険給付費、7億7,213万4,000円、3款 地域支援事業費、1,973万1,000円、4款 基金積立金、1万5,000円、5款 公債費、2,000

円。

次のページをお願いいたします。

6 款 諸支出金、5 2 万 1, 0 0 0 円、7 款 予備費、1, 9 8 4 万 2, 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為。

事項、高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定事業。期間、平成 3 1 年度から 3 2 年度まで。限度額、4 8 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 4 議案第 2 2 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第 2 2 号、予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 8 万 2, 0 0 0 円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入の部。1 款 繰越金、1 万円。2 款 使用料及び手数料、8 3 万円、3 款 諸収入、4, 0 0 0 円、4 款 財産収入、1, 0 0 0 円、5 款 繰入金、6 3 万 7, 0 0 0 円。歳入合計は、1 4 8 万 2, 0 0 0 円です。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1 款 墓地公園管理費、6 4 万 2, 0 0 0 円、2 款 諸支出金、8 3 万円、3 款 予備費、1 万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第23号 平成31年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 それでは、議案第23号 平成31年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の裏面お願いいたします。

歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ1,773万4,000円と定めるものでございます。

一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、同一款内での各項間の流用を行うものでございます。

第1表をお願いいたします。

歳入です。1款 県支出金、59万5,000円。2款 繰入金、987万4,000円、3款 繰越金、1,000円、4款 諸収入、726万4,000円。歳入合計は、1,773万4,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、1,047万円、2款 公債費、38万円、3款 諸支出金、688万1,000円、4款 予備費、3,000円。歳出合計は、歳入合計と同じでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 これは、委員会への資料提出のお願いですけども、以前、住宅新築資金特別会計の締めに向かって完済をしていけば一般会計に貢献ができるというシミュレーションが以前の課長さんによって出されていました。

改めて、委員会で、終わりよければ全てよしというようになるようにどう

するのかということも、途中の段階ではさまざまな課題や困難さはあると思いますけども、展望がどうなのかという点でも、資料に基づいて議論ができるようにご用意願いたいと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 資料を整理させていただいて提出させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第24号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第24号 平成31年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 それでは、議案第24号 平成31年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書裏面お願いいたします。

歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ100万2,000円と定めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入です。1款 財産収入、100万円。2款 繰越金、1,000円、3款 諸収入、1,000円。歳入合計は、100万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 公共事業用地取得事業費、50万円、2款 諸支出金、50万円、3款 予備費、2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第25号 平成31年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○**丸山建設水道課長補佐** それでは、議案第25号の予算の説明を申し上げます。

予算書の裏面お願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,395万3,000円に定めるものでございます。

地方債につきましては、第2表において説明をいたします。

一時借入金につきましては、借り入れの最高額3億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきまして、4条において、歳出予算の流用を定めるものでございます。

それでは、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入でございます。1款 分担金及び負担金、85万円です。2款 使用料及び手数料、9,355万円です。3款 国庫支出金、700万円です。4款 財産収入、3万円です。5款 繰入金、2億2,639万1,000円です。6款 繰越金、10万円です。7款 諸収入、43万2,000円です。8款 町債、1億6,560万円です。歳入合計額は、4億9,395万3,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出でございます。1款 総務費、6,177万5,000円です。2款 下水道事業、7,463万8,000円です。3款 公債費、3億5,704万円です。4款 予備費、50万円です。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

次に、3ページをお願いします。

第2表、地方債でございます。

公共下水道事業債限度額、630万円です。資本費平準化債、限度額、1億2,000万円です。流域下水道事業債、1,210万円です。公営企業会計適用債、2,720万円です。起債限度額は、1億6,560万円をお願いをするものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第26号 平成31年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成31年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第26号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

まずは、業務の予定量でございます。

(1) 給水口数、3,038口です。(2) 年間総給水量、97万立方メートルです。(3) 1日平均給水量、2,658立方メートルです。

次、収益的収入及び支出でございます。

収入。第1款 水道事業収益、1億9,543万6,000円です。

支出。第1款 水道事業費、水道事業収益と同額でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。第1款 資本的収入、1,000円です。

支出。第1款 資本的支出、6,897万3,000円です。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額、6,897万2,000円は、当年度損益勘定留保資金、5,197万3,000円、減債積立金、1,699万9,000円で補填するものでございます。

続きまして、一時借入金です。一時借入金の限度額は、1億円でございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、以下のとおりでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費、1,614万8,000円でございます。利益剰余金の処分は、減債積立金を1,699

万9,000円処分するものです。たな卸資産購入限度額は、412万2,000円と定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に6番 阪東議員の一般質問を許します。

6番 阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、質問の方をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、個人情報の流出についてお伺いいたします。

既に議会の方で特別委員会が設置されておりますので、流出についての原因は解明されていくと思いますが、私は、情報セキュリティポリシーと照らし合わせながら、幾つか、運用上の質問をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、質問に入る前に少し確認したいことがあります。議員に配布いただきましたセキュリティポリシーは、28年度7月5日に改正されたものです。それ以降、改正はされていないというふうな形ではお聞きしておりますので、諸般に従ってお聞きしたいというふうに思っております。

今後、改正されましたら、議員にもその資料をいただければ幸いだなというふうに思っております。

セキュリティポリシーは、再度、一読しますと、IT機器関連規制は、非常に厳しく規制をされております。それにある反面、物理的要素というふうなものについては、監視やモニタリング、また、敷地のゾーンの入退室などの管理が非常に甘いというふうなところに気づきました。今回の流失の教訓をよい方向に活かしていただきたく、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問状に対しまして質問をさせていただきます。

今回流出した町税の未納金滞納利子等、全95ページは、情報資産の分類では最高の機密情報の分類と思いますが、どのような位置づけで課員は認識

をされていたのでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 まず、このたび流出した件につきましては、本当に申しわけございませんでした。

流出した資料につきましては、税金が収納されているか否かを精査するための資料でありました。複製配布禁止までの制限はありませんが、セキュリティーポリシーで定める、一般に公表することを前提としていない情報資産に分類される文書でございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 再度、流出した資料は、一応、聞きますと、オリジナル資料というふうな形のものと委員会で聞きましたのですが、それに複製はしていないものと、間違いないのでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 はい、間違いございません。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 基本的にオリジナルであれば、含めてなんですけど、機密の情報についてはロッカーで管理し、退社に対しては施錠するようになっておるというふうな形のものは言っておられたと思います。

今回、流出したというふうな資料については、考え方としても、ここまで厳しくはなかったのでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 議員が質問していただいている、施錠をしなくては退社できないというまでの厳しさというのはございませんでした。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 担当者から、要は、単なる紛失というふうなところで、どこら辺で気がつかれたというのが問題なんですけれども。

担当者からセキュリティー管理者に報告は、これは、受けたのか受けていないのか。要は、外部流出してから初めて気づいたのかというふうなところでお伺いしたいと思うんですけど。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 申しわけございません。外部流出の報告を受け、気づきました。

気づきまして、すぐにセキュリティー管理者の企画監理課長の方に報告はさせていただきました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 単なる紛失では問題がありますので、今後、気づくための認識と

いうふうな体制をとっていただかなければ、またまた出ていくと思いますので、常に、退室されるときについては、気づく体制、また、来たときに初めてわかるという体制を少し考えていただければいいかなというふうに思います。

2 番目です。今回の情報セキュリティーの管轄は税務課と企画監理課と思いますが、今回流出した過程の中で、それぞれの応急処置というふうな、二度と次を起こさんというふうな形で、応急処置というのはどのようにされたか、各課長さんにお伺いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すいません、このたびの流出につきまして、大変申しわけございません。

今回、対応をさせていただきましたのは、税務課からの報告を受けまして、情報セキュリティーの手順に基づきまして緊急課長会を開催させていただいた後、その後、影響等につきまして、原因究明という形で全職員について聞き取り調査を実施させていただきました。

また、サイバーテロ等のデータベースの流出、その他の危険性もありますので、そういった通信会社、ベンダー等にも外部からの脅威がないのか、そのあたりについても初期対応として実施をさせていただいたところでございます。

以上です。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 税務課においても、先ほど報告したとおりでございます。情報が流出したことを確認次第、企画監理課長の方に報告をさせていただきました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ここでのポイントを整理しますと、発生後、直ちに可能な是正をとっているというふうな形のものが重要だろうと思います。

逆に、我々、いろんな会社でやっていると、具体的には、機密や重要書類、それで、機密の固いものもあろうかと思います。そういうようなものについては、使用しないときというふうな形については、机、引き出しに入れて必ず施錠を、まだまだキャビネットもあろうかと思います。そういうふうなところと、課内の全ての人が空席になることを禁止しております、誰かいてなさいというふうな。そういうようなものを決めていってもらって、定期的に、それが、運用が守られているかというふうな形について監査できる体制にしていってもらえればありがたいなというふうに思っております。

次に、時間がないので、3 番目の方に行きます。

今回の情報資産の流出により、課員への取り組みについては制限をされているのかというふうな形について聞きたいと思います。

例えば、共有ゾーン以外の業務ゾーン、例えば、他の部署、他の課にそういうような形で入室した際に、痕跡のあり方というふうな形についてを、制限は今後していかなとあかんと思うんです。そういう形について制限がされたのか。

民間では、共通エリア、窓口以外に課の内部になかなか入れないのが実情であろうと思います。社員であっても、そこに入る場合については、監視エリアに入った場合には、必ず、入りましたというふうな形の記録を残す必要があります。最近では、監視エリアに入る場合には、監視カメラ、特に携帯電話、情報の漏れというのが一番多いのは携帯電話があります。そういうふうな携帯電話に対しても、持ち込みをいったんは禁止すると。ただ、外部から来てくれはってエスコートして、ここがこうですよというふうな形をエスコートとして端についている場合には、それは、許可をされているんですけども、そういうふうな形のもので規制を1つずつされています。

役場も、今後、制限を、1つ、考えていただきたいというふうに思います。その点について、また、今回の問題、何か1個でも取り扱いに制限をしたのか、聞きたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すいません。議員のおっしゃるとおり、電子的なものについては非常に厳しくなっておりますけれども、現在のところ、サーバー室のみが入退室の記録表をとっておりまして、また、時間外につきましては、入っていただいた方とかの記録簿を整備しているんですけど、日中の時間帯の執務エリアについては、現在まだできておりませんので、そのあたりについて、今後、反省をふまえて改善をしていきたいと思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 機密の課同士はくっつけて、分けるという意味も1つの改善策になろうと思いますので、税務課と企画監理課が情報公開するのであれば、そこを一緒にひっつけて、あとは区切って分けるというのも1つの手段系かなというふうに思いますので、参考になれば、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、4番目について。

外部に情報資産の提供というか、今回、情報公開を行う手続としてどのような公開をされてどのように手続して公開されていますかというふうなことをお聞きしたいと思うんですけど。

ここで、質問のポイントは、公開資産とはいえ、必要な人に必要な情報が

適正に伝えられているかというのを承認していかんとあかんというように思うんです。情報公開でそのまま皆知るんやさかいにというふうな形では、あかん。

例えば、逆に言うたら、発行承認書などを作成していただいて、中が間違っていないか、また、予期しない内容が後日その中で見つかった場合には、拡散防止のために、相手にお渡ししたものについては、回収の同意をしとかんとあかんと思うんです。そういうようなものに対して、今、流れたという形については、拡散をとめておられてよかったんですけど、次は誰が公開してくるかわかりませんので、そういうようなものの考え方というのは、今、それが起こってからこういうふうなものをしていたらいいなというふうな形のものはあるんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、拡散防止、そのあたり、回収の方法、明確に明文化されたものは、今現在、ございません。

けれども、そういった点の反省をふまえて、今現在、情報公開の手引きの方を情報公開審査会の方で見直しの方をお願いしておるところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 5番目の方に移ります。

町として、一般情報と機密情報に近い管理方法がどのように規定化されているかというふうなところなんですけれども、一般に、機密情報は、課外とか外部に公表しないことが原則であります。やむを得ず提供する場合については、回収を含めた方法については、どういうふうにされているかというふうな形のもので質問をしたいと思います。

ここでの質問のポイントとしては、資産の漏えいは人にあります。何も機械がするわけでもありませんので、要は、役場職員の人にあります。監視対象にしているか、例えば、捜査資料。警察やから安全だというふうな形はないと思うので、そして、第三者委員会をどのようにされているか。資料を渡してはるので。それも、安全やいう保証はないと思います。

そういうふうな人的ミスの流出することが、機密に近い情報は、複製してもらったら困るよというふうな形の誓約書というか、第三者委員会といえども、捜査機関といえども、誓約書、これは漏らしたら困りますよと、複製も困りますよと、場合によって、複製をされる場合はこちらに連絡してくださいよというふうなことと、お渡しした資料については、回収処置の方を決めとかんとあかんと思うんですけれども。まさか、彦根署にお渡しした書類は、ご自由にというふうな形でお渡しをされていることはないと思うんや

けれども、現状、そのようにお渡しされとったら、これは、問題やと思うので、早急に直していかなとあかなと思うので。いかがですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 機密情報ということで、機密性の一番高い最高レベル3のものについては、基本的には、外部にはお渡しするということがございません。

また、どうしても出す場合については、情報のつくり手、管理者の方が台帳を整備しておりまして、そういったもので管理をさせていただくという体制になっておりますけれども、捜査機関につきましては、刑事訴訟法の関係の捜査の押収品という形の目録票を交付していただいて、お渡ししたデータ等の管理につきましては、そういった形で管理、渡しているという形で把握はしているところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 え、第三者委員会というのは、当然、資料をお渡しされる場合もあると思うし、それだけ実証していかなとあかなので、突っ込んだ機密情報も渡されると思うんですけれども、それについては、その場で置いて帰ってくださいねというふうな形のものとか、ありますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員の危惧されるとおり、どうしても資料が莫大になる場合は持って帰っていただくということで、そういったときにつきましては、管理の方法等を注意させていただいて回収をさせていただくという明確なお答えはさせていただいておりますけど、それを書面で一回一回起こしてはもられないというのが実情でございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 シャープで、シャープの会社ですけど、車の中に置いて、それを盗まれたという事例があるんです。そういうふうな、持って帰る場面というのも厳しく制限していかないと、これは、漏れてしまいますので、今後は、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

次に、6番目の関係で説明を伺いたいと思います。

発生後、被害届を彦根署に提出をされました。その後、内部での調査はされていると思うんですけれども、いかがですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 さきの12月の報告以降、警察の捜査機関の方にお願ひしておりますので、内部の方につきましては、現在、警察の方にお願ひしているところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○**阪東議員** 情報セキュリティーの一番の違いがそこなんです。

ここでの質問のポイントとしては、情報セキュリティーというのは内部調査が一番重要なんです。内部が一番よくわかっておって、それを警察にお任せするというのは、それは、それで私らは何もしないというのは、要は、そういうようなことは絶対やってはいけない。

今の基準と照らし合わせて、対比の漏れで、どこが原因であったかと、基準や慣例もありますよね、役場なんか慣例があると思うんですけど。それが徹底されていなかったことが、みずからが検証せんことには何もならないと思うんです。外部機関に任せて、まあまあ、向こうが勝手に決めよたらええがなというふうな形では、全然、だめやと思うんです。それらを自分らが繰り返しそういう検証をすることによって、役場の内部の質的向上につながるというふうに思うんです。

昨日もテレビで甲良町のことを言っておられたんですけど、そういうふうな繰り返し、自分らで質的向上をつなげなければ、絶対よくはならないと思います。ここは、肝に銘じて、必ずお互いに監督しながら監査しながらというふうなものをしていかなとよくならんと思います。

そういうような形が、捜査機関待ちじゃなくって、おのずと役場内部でそういうような形の継続的改善ができるように頑張っていたきたいなというふうに思います。何か一言ありましたら、どうぞ。

○**丸山議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** いただいたご意見を参考にしまして、今後、そういった対応につきましても改善の方向で進みたいと思います。

○**丸山議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 7番目に、再発防止の応急策をどのように考えるか、これ、考え方なんですけれども。

職員の教育と再発防止のセキュリティーをどう考えるか。ここで言っているポイントは、冒頭でも言いましたとおりに、情報セキュリティーポリシーの規定の中で、IT機器のセキュリティーは本当に取り扱いが厳しくたくさんの制限がかかっているのも事実です。これを守れるか守れないかだけの話で。

ただ、今の人的とか物質要件の規制が本当に甘いんですよ。ここを、規定というか、セキュリティーポリシーの中で直していかないと十分な確保ができないというふうに思っております。今回の事象で健全化した内容を十分に、物理的な管理というふうなところに強化していただきまして、教育訓練を進めるための決意というか、そこら辺を対象の課長さんにお聞きしたいと思うんですよけれども。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今いただいたご意見を参考に改善はしていきたい。

情報流出、一番根本は人ということでございますので、職員研修が不十分というのがございました経過もございますので、そのあたりにつきましても、重々させていただきまして、また、事務改善のフォローの方につきましても作成はさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 今回の流出を教訓に、まず、自己点検とかいろんな形のものがあろうかと思います。職員の全員が情報セキュリティーの基本に立ち返って、考え方というのを、よくできているんやわ、何も申すことない、考え方がよくできていましてね、それを、まず定着させ、不明な点は職場の皆さんにちゃんと確認し、それでもわからなかったら総括管理者、企画監理課長になっていると思うんです、そこに確認をとった上で、早急に町民に、この問題とか、必ず漏らさへんよというふうな形の意気込みという形をしていただいて払拭していただきたいなというふうな形で、簡単ですけども、今後、期待を込めてこの質問を終わりたいと思います。

あと、2番目の国民健康保険事業についてお伺いします。

2月議会で、町長は、所信表明というか、ご挨拶されたときに、1つ目、4つお答え願って、お答えというか、みずから、要は、説明していただいたと思うんです。

1つ目は、町民の健康づくりというふうな形を言われて、あと、2つ目には、福祉政策として、地域の福祉活動の充実というふうな形を言われました。3つ目があれなんですけど、家庭支援として学力を向上させていって、見える学力と見えない学力、この点については、またいろんな機会があったら聞こうと思うんですけども、そういうような形と、4つ目については、信頼される職員づくりというふうな、今回、そういうふうな形、不祥事の形で言われて聞いたんですけども。間違いがあればご容赦願いたいと思います。一文は速記したもので間違いがあるかもわかりませんが、ご容赦願いたいと思います。

そこで、1つ目として、町民の健康づくりは、予防を含めていろんな改善策があろうかと思います。今回は、不幸にも診療が余儀なくされている人々の実情について、1つ、質問をしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

1番目です。

ここ数年、甲良町において1人当たりの国保医療が右肩上がりになっています。その原因が、何が大きく起因しているかというふうな形について説明

いただければ幸いです。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まず、議員さんの質問によりますと、右肩上がりの医療費のことにしましては、全戸配布いたしました、年末、12月にデータヘルス計画を作成いたしましたところの、ちょうど一番左側の下のところに費用に関しては載っております。

その原因としましては、平成28年度と平成29年度を比較いたしましても、全体の診療報酬のレセプト件数は、年間3万1,000件ということで大きな変化はございませんが、医療費全体で見ると年5,000万円ほど増となっております。

その原因としては、平成28年度には見られなかった、ひと月当たり1件約300万円を超える高額レセプトが、平成29年度に3件、30年度に関しましても、現在のところ3件見られております。特に入院療養費が増えているということが1つでございます。

また、外来や調剤レセプト、お薬の関係においても、がんの継続治療の方が増えておりまして、医療費の増加につながっております。

これらより、医療費は年々増加しておりますけれども、国保の被保険者の数は減少しております。さらに、被保険者の平均年齢も高齢化しております。そういったところから、1人当たりの医療費は右肩上がりになっているというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

それでは、2番目の方に移りたいと思います。

中長期の目標疾患と短期の目標疾患はデータヘルスの中に書かれておったんですけど、意味がよくわからないので、ここで、どのような区分けとか層別されているのか、少し詳しく説明してもらえばありがたいなというふうに思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 中長期目標疾患といいますのは、高額な医療費がかかる、そしてまた、高い死亡率につながる疾患のことでありまして、脳血管疾患、虚血性心疾患による死亡の減少、あと、糖尿病性腎症で新たに透析となる患者数の減少を目標としているものであります。

短期的目標疾患というのは、中長期目標疾患の発症のリスクとなる高血圧症、糖尿病、脂質異常症であり、その減少をめざして短期間で達成状況を評価しているものでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

わかったような気がしますので、また調べて確認したいと思います。

3 番目に、人工透析治療の腎疾患は、高額な医療費もかかるということで早期発見での必要な医療を抑えられるというふうに思います。町として近年どのような対応をしていますかという質問なんですけれども、また、定期的に監視を含む保健指導というのはどのようにされているかというのをお聞きしたいなというふうに思っております。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 人工透析に至る腎不全は、リスクとなるのは、肥満、高塩分の食事、高血圧症、糖尿病、慢性腎臓病がリスクとなっておりますので、早期改善、または重症化する前に腎臓内科の専門医療、そこに受診していただくということで重症化防止が可能と考えて対応しております。

また、検診では、甲良町では、特定健診の中に追加項目といたしまして、タンパク尿の検査、腎障害による心疾患の早期発見ということで心電図検査を全員の方に実施しております。

また、二次検査として、24時間の蓄尿検査、糖尿病性腎症の指標となるアルブミン尿の検査を行い、事後指導を実施しているという状況です。

また、腎不全のリスク発見のために、健診と検査と主治医との連携による栄養指導の継続等により重症化予防に努めております。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、4 番目に移りたいと思います。

男女とも大腸がんがトップであり、胃がんや肺がんというふうな形のもので続いております。早期発見で予防ができる病気と思っております。町として住民の啓発を行い、検診受診率の向上を行う必要があり、受診と費用との関係をどのように計画されているかというふうな形についてお伺いしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町のがん検診の受診率は、平成28年度におきましては、胃がんが8%、肺がん検診が25.1%、大腸がん検診が23.3%、子宮がん検診が34%、乳がん検診が34.4%ということで、滋賀県の中では高い位置を占めております。

また、精密検査におきましては、100%受診していただいているということがあります。

受診をしやすくするために、総合検診として特定検診と同一日に検診を実

施しているということと土曜日検診を実施しているということがあります。

また、集団健診だけでなく医療機関でも受診ができるように、これは、滋賀県全体で体制を整えていっている今の予定でございます。

費用に関しましては、平成28年度から、まち・ひと・しごと総合戦略の中に町民長生き促進事業ということで位置づけまして無料化を実施しております。

以上でございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続いて、5番の方に移りたいんです。5番目は2つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

事業計画の中に、禁煙啓発事業というふうな形で、学校と連携しながら早い時期に喫煙防止教育を掲げられておったと思います。具体的には、どのような教育をされ、近年、その効果はどうであるかというふうな形について、まず1点、お伺いしたいと思います。

もう1点、最近では、我々の会社でも一緒なんです、女性に喫煙が増えているように思います。女性は、男性に比べて身体的にもリスクが大きいというふうに考えられますので、その対応とかを教育の中でどういうふうな形をやられているのかというふうな形でお伺いしたいというふうに思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 まず、小・中学校でございしますが、西小学校、東小学校では、6年生の保健体育の授業で、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に及ぼす影響についての勉強をしております。

また、中学校1年生では喫煙防止教育の授業を実施しております。ポスター等の掲示物を切り口に、生徒に喫煙防止を伝えるなどの取り組みをされております。

児童・生徒の感想といたしましては、「絶対自分は吸わない」とか「家族に気をつけるように話す」などという感想が出されております。

次に、女性についてですが、全国的に女性の喫煙率は、二十歳以上の全年齢で8.7%ということであります。特に、甲良町の場合、40代から50代の女性の喫煙率がすごく高い状況です。40代では、特定検診を受けられた方のみしか実態はわからないんですけども、31%の方に喫煙があるということ。また、50代では15.9%の方に喫煙があるということがわかっております。

町の方といたしましては、母子健康手帳の交付のときに、妊婦さんと家族に対しての禁煙指導、それから、特定検診等の検診を受けられた方に、禁煙

治療が必要な方には医療機関の情報提供を実施しています。現在は加熱式たばこが急増しておりまして、その影響もあって多くなっているのかなということもありますが、ニコチン、発がん性物質については、正しい知識をきちっと持っていただくということで、禁煙についての環境整備の取り組みも併せて取り組んでいるところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

その中で、国や県では、鉄道の駅とか構内、また、公共機関というのが禁煙が、五月雨式というか、そういうような形で進められていると思います。既に各地で公民館の敷地とか、そういうようなものが全面禁煙で進められております。子どもたちには教育をしているんやけれども、甲良町の庁舎を含めて、公共機関のところについては、早く、時代遅れにならんように、禁煙というふうな形の敷地内禁煙というふうな形のものを進めていくべきだろうと思いますが、本来は町長に聞きたいんですけど、どう考えているかとか、進めんと、後進国じゃありませんので、いついつかということは言えないんですけど、言っとってもええと思うんだけれども。来年からするんやという形のものです、よろしくお願いします。参事の方でも結構です。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 健康増進法の一部を改正する法律が平成31年7月1日に施行されることに伴いまして、行政機関の敷地内が全面禁煙になります。

本庁舎も、受動喫煙を防止するために必要な施策を進めるべく、安全衛生委員会を中心に進めていきたいと考えております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけ、時代遅れにならないように対応をしていただきたいと思います。

次に、6番目に行きたいと思います。甲良町の健康診断後の保健指導というふうな形のものです、お伺いします。

甲良町の保健指導はかなり努力をされていると思います。継続的な指導を行ってもらって、そういうようなものを重要視されると思いますが、他町と比べれば、何か差別化をされていることがあればお聞きしたいなというふうに思うんですけども、何か差別化がありましたら。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 特定検診後の保健師、管理栄養士による結果説明会で、受診者全員に対して実施をしております。

その中で、メタボリック症候群、脂質異常症の改善、糖尿病の発症予防、または重症化防止、高血圧症の改善に向けた保健指導を徹底してやっております。

ます。

検診の中では、先ほど申しましたが、追加項目を増やしていること、または、二次検診をやっていることということが他の市町とは少し違うところかなと考えております。

そのほかに、評価検査として検診半年後の検査を実施して、継続的に改善状況を確認できる体制をつくり、実施しております。

また、医療が必要な方に関しては、主治医からの受診後の状況の連絡票をいただいて、保健師、管理栄養士が栄養相談または訪問にもつなげ、主治医、家族とも連携しながらの指導の充実を図っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

私も、1月15日に糖尿から来る末梢神経症という、言わば、合併症ということで、少し左手が不自由になったんですけれども。私そのものが、デスクワークの仕事が多くしていますので、パソコンのキーボードの操作が自由にできるかというふうな形を心配したんですけれども。食事制限とかいうふうな形のことで指導員さんに指導してもらいながら、本当に急速に回復をしました。今現在では、キーボードも、何ら、普通のように打てるような状態になっています。

今回、日常生活における自分のコントロールというふうな形のものが本当に重要やなということで、それをサポートしていただいている保健指導員さんというのは、本当に感謝することと思います。

動けるうちは、何と言っても、なかなか守れないのが人間の愚かなことと思うんですけれども、保健指導員さんには、私以外の方についても、根気よく指導していただきまして、町の関係する1人として、要は、保健指導していただきまして、医療費の圧迫をしないように頑張っていたきたいなというふうに思います。

私ども、町に関係する1人として甲良町の財政をよくわかっていますので、圧迫しないように心がけていきたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございます。

○丸山議長 それでは、ここで、昼の休憩に入ります。午後から再開、13時40分からお願いします。

(午後0時19分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○丸山議長 休憩前に続き、午後からの会議を再開します。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 3番 山田充です。一般質問に入ります。

新年早々の辞職について、突然の辞職をするには、自分の大きな過失をみずから認めて、その解決の手法の1つとして辞職という方法があるが、野瀬町長は、この事案に相違ないか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 昨年、議会におきまして私の選挙活動に関して厳しいご指摘をいただきました。このことにつきまして、町長の給料減額もなされたところがあります。

私の資産報告書および選挙費用収支報告書には一部記載漏れがありましたので、修正をいたしました。これらの問題については、修正報告を済ませ、さらに辞職までしなければならない問題であるかどうか、さまざまなご意見があらうと思います。

私といたしましては、町政の混乱を招くこととなってしまう、議会と膠着状態となった状況では町政が停滞すると考えまして、辞任を決断した次第であります。

町民の皆様の審判を仰ぎ、再度、町長として新任をいただく必要があると考えたものであります。

ご質問の中に、過失を認めるかの点につきましては、記載ミスなどの過失があったことは確かであります。それが、私の資格がないという程度の過失なのかについては、町民の皆さんの審判を仰ごうとしたものであります。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 支援者である山田ですけど、町民も信を得たとは思っていません。

次に入ります。

新年の予算編成をみずから放棄し、辞職し、即時にまた立候補した裏の本音は、1月に入ると新年度予算の編成に取り組む重要な時期でもある。町の予算編成を投げ出し町の職を放棄するには、あまりにも町長として無責任な構造と町民はとらえている。その舌の乾かぬうちに再度立候補したことは、どなたかの指示か。町民の多くは、そのような見方をしている。正直な回答を、前回の町長選で大変お世話になった人でも後ろ足で砂を平気でかける人物にこのような質問をしても、まともな回答は返ってきませんが、少なくとも、最低の人間として正直な回答をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 予算編成につきまして、放棄したとのことに関しましては、確かに、予算編成の重要な時期であったことは、そのとおりであります。

しかし、辞任の時期を遅らせるほど予算編成が困難になることから、早目

の決断をいたした次第であります。

そして、再度立候補したことはどなたかの指示によるものですかとの問いについては、自分自身で判断して立候補したもので、誰かに指示されたものではございません。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 自分の考えでは信を得たとは絶対に思っていないので、そこは、勘違いなく。

現在の甲良町の現状について、町長も最低なら、せめて議会でもしっかりしなければならないところであるが、議会議員も真に甲良町のために身を粉にして働く考えが欠落していると思える。自分を含め、議員一同、猛省をお願いし、質問を終わります。

○丸山議長 山田充議員の一般質問は終わりました。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

10番、建部議員。

○建部議員 質問に入ります前に、町民の皆様におわびを申し上げます。

このたびの町長の出直し選挙に際し、議員間の過去のわだかまりを捨て、この際、議会が一致をして統一候補を擁立しようと皆さんに提案をしました。が、私の不徳、至らなさによりまして町民の皆さんのご期待に添えなかったこと、議会のふがいなさに町民の皆さんからご非難、ご批判、お叱りを賜りましたこと、まことにもって申しわけなく、深くおわびを申し上げます。皆様のお言葉に誠意を持ってお応えいたしますこととお誓い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

それまでに、一般質問の質問事項で私の部分ですが、ミスがございますので、ご訂正をお願いします。

1番の②の最後の二の部分ですが、「町民の皆様にもう一度私の決意」、次に「考え人物」とありますが、「考え」のところに句読点の点を入れていただきたい。そして、二の最後の方、「選挙経費は仕事で返し返し」となっていますが、「返し」という文字を消していただきたい。そして、そのページの最後の方、3の口の部分の最後ですが、「お返しすると言ったがその真意は」というところの「言ったが」というところに句読点の点を入れていただきたいと思います。

まず、質問の1つ。

町長の出直し選挙における政治姿勢を問うということで、まず、出直し選挙に道義はあるのか。町長は、1月4日、突然辞職を表明し、併せて出直し選挙に出馬するということを表明されました。その表明された午後ですか、記者会見をやられていろいろ言っているんですが、その中から、まず、出直

し選挙についての道義をお尋ねします。

町長は、今回の出直し選挙は、本当に正攻法というか、正当な行為であると、道義はあると思っておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 辞職をした理由につきましては、山田議員にお答えをしたとおりであります。

私といたしましては、意を決して出直し選挙をさせていただいた、そのことでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 中日新聞には、「不信任案の動きに先手、相手陣営の選挙準備が整う前に突然の辞職で先手を打った形だ」というふうに新聞に出されていきました。

今日、紹介をいたしますが、これは、京都大学大学院教授、政治学なんです、藤井聡先生という方が、出直し選挙に道義はあるのかという主張、意見を述べておられます。

まず、出直し選挙というものは、かつては公職選挙法では禁止されていた行為でした。これは、1956年の話ですが。そのことは、毎日新聞さんにも、その記事が載っていました。「そもそも、公職選挙法が十分に整備されていない時代には、出直し選挙が選挙や議会運営等を有利に運ぼうとする現役市長」、長と言うんですが、これを首長というふうに呼び変えます。「現役首長によって多数行われたようです。しかし、それを野放しにするということは、現首長の横暴を野放しにするに等しいのではないかという趣旨で問題視され、いったん禁止されたんです。ですが、その後、この出直し選挙の信任選挙という意識、意義が認められるようになったのですが、そこで、その場合、任期はもとの任期のままになるというルールが付与されました。

しかし、出直し選挙という方法は、あるいは、手口は、選挙とはそもそも何なのかという政治哲学的な常識に基づいて考えると、許してはならない暴挙なのではないかとしばしば議論されています。その議論の論点とは、第一に、そもそも、首長選挙とは、その市町の政治機構の長としてふさわしい人物を選定するものです。そして、選定された首長は、その政治機構の長として、さまざまな行政上の判断やその執行という責務を負います。したがって、辞職という行為はその職務を放棄することを意味します。

したがって、その責務をいったん放棄した人物は、その責務を負う立場に戻る資格は、少なくとも当面の間、当面の間というのは、辞職から次の選挙に出る4年間、当面の間は道義的にはもたないと思うのが一般的な社会通念です。つまり、公職選挙法で出直し選挙が認められているということ自体

が、道義的に言って非常識なのです。

第2に、辞任は、首長としての責務の放棄であり、前回選挙で現首長に投票した市町民からの信任の裏切りという側面を持ちます。つまり、いったん辞職することで市町民にとっては、辞任者は、一面において裏切り者となるわけです。出直し選挙は、その裏切り者が選挙に出ることを意味しています。

このことは、出直し選挙に臨む首長は、市町民はこの裏切り行為に気づかずに自分に投票することもあるだろうと認識をしていることになります。これは、言うまでもなく、選挙人である市町民に対する愚弄行為であると解釈することができます。

さらに言いますと、出直し選挙に打って出るという裏切りの側面を持つ行為は、選挙とは選挙人と被選挙人との間で信任、信頼関係を取り結ぶ行為であるという、選挙という崇高な行事の基本前提、それ自身に対する冒涇を意味しています。

したがって、選挙そのものを冒涇する者は、道義的に言うならば、被選挙権を持つ資格がないと言えます。そして、それは、そんな出直し選挙を許容している公職選挙法の条項は、道義的には承服しがたいものだと解釈することもできるでしょう。

第3に、政治戦略上の理由で出直し選挙を図るという態度は、徹底的な議会軽視と解釈することもできます。これは、議会議員に投票した市町民に対する冒涇行為にほかなりません。そもそも、首長選挙というものは市町の政治機構の長を決める選挙であり、民意を問うためのものでは断じてないのです。つまり、選挙とは、そもそも、政策を決めるものではなく人物を決めるものなのです。政策を決めるのは、あくまでも人物と人物が織りなす議論なのです。これこそが議会制民主政治の基本中の基本であります。出直し選挙は、こうした議会制民主政治の基本中の基本に対する理解が全く欠落した暴挙であるという疑義が濃厚なわけです」という主張、意見を述べておられます。

よって、私も、今回、野瀬町長が出直し選挙に打って出たということに対しては、道義はないということを申し述べておきます。

次に、1月4日の町長辞職記者会見から幾つか拾ってみました。

まず、これは、どの新聞社も書いていましたね。リセット、けじめのという表現が使われています。これは、もちろん記者会見しているんですから、その言葉を使って出馬表明をしているわけですから、どの新聞もこれを書いているんですが。

まず、町長、あなたは、リセットという言葉を使いました。リセットって、コンピューターというかな、今のパソコンやスマートフォンなんかのリセッ

ト、初期化をする、もとに戻すという、そこから来ているんですが。全てを
もとに戻す、最初からやり直すということがリセット。

町長の場合、まず、前回の当選された背景には、ビラやはがきに推薦も受
けていない団体の名前を掲示して、それを公表した。うそっぱちの推薦団体
の名前を挙げたということから始まって、選挙費用に使われた収支報告書
の中に、選挙費用 81 万円、とりわけ、その中に、食料費については 1, 90
0 円という、誰が見てもうそっぱちな収支報告書を選管に提出されました。
それが年末、27 日から 28 日にかけて、その収支報告書はうそであります。
書き直します、訂正しますと言って訂正をされて、その訂正があった内容も、
これまた、事実かどうかという、これは、また調査特別委員会がありますの
でその中ではっきりしてきますが、そういったことにも疑念が出されている。
その問題は今でも活きているんですよ。そのことをリセットするということ
はありようがない。できることじゃない。

だから、町長は、ある新聞には生まれ変わってという表現を使っています
けど、もともと、職員時代から、そして、今回、町長に当選した背景には、
罪を犯して当選してきている、その罪をいまさらチャラにすることはできな
い、もとに戻すことができない、さらにすることはできない。ましてや、疑
念というか、まだそれが残っているんです。これからそれが追及されてくる
と思うんですが。それなのに、リセットする。おこがましい話じゃないです
か。

それと、けじめ、けじめをつけるって。町長は、けじめという言葉をも
のよう理解しているか知らないけれど、けじめというのは、善悪、よし悪し
の区別をはっきりさせるということなんです。犯した罪、過失や非難に対し
て明白な形で責任をとるとというのがけじめなんだ。すわなち、辞職、辞任、
それがけじめなんだ。けじめをつけるというのはそういうことなのに、さら
に出直し選、これ、何ということか。けじめをとるとというのは、辞職をする、
それしかないんですよ。犯した罪、そういう過失や、町民から、議会からの
非難に対してけじめをとるとというのは、責任をとる、すなわち辞任しかない
ということ、町長、認識してください。

そして、次に、400 万円、いや、300 万円の借り入れ、収支報告書が
虚偽であった、その訂正を初めて認めた。これ、中日新聞さんに書いていま
したね。12 月の議会一般質問の中で、このことを質問された議員さんに対
して、収支報告書、選管に出した報告書、事実には相違ありません、報告書に
間違いありませんと言い切ったんですよ、12 月議会で。それが、急遽、何
で年末に、ああ、それはうそでした、書き間違えました、虚偽の報告をして
しまった、訂正します。訂正をするで済まされる話じゃないんです。あんた

はね、この１２月議会で、「その報告書に相違ありません。事実、そのとおりであります」と言い切りましたね。町長、どう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 その時点ではそう言いました。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 その時点ではそう思っていました。じゃ、それがうそっぱちだったら、なぜ訂正をする。１２月の一般質問からわずか２週間ほどの間に、それは全くうそでしたというので訂正をしている。

これは、その罪というのは、訂正しただけじゃ消えないんですよ。本来、これは、あなたから捜査当局に、こういうことをやりましたって自白、自首をしなきゃいけない行為なんです。それが、実は、そのときには、事実、そのとおりであります、報告書のとおりでありますと言いながら訂正をしている。そこで、その記者会見で初めてそれを認めたということになっている。

それで、３００万円の借り入れも認めたんですね、そのときに。４００万円超という話がありました。貸した２人の方が２００万円、そして、２００万円以上貸したと言っているのに、そのことに対して、議会には、一切お答えしませんという答弁だった。２人の人が貸したと言っているのに、議会が尋ねても、一切お答えしません、マスコミが聞いても、一切お答えをしませんという、そういうことを言いながら、この１月４日にそのことも認めているわけです。４００万円のはずが、いつの間にか３００万円は認めているんですが、あと１００万円は何ですか。借りていないんですか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私がお借りした金額は３００万円であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 じゃ、１００万円以上のそのお金は何に使われているものですか。貸したと言っているんです、その人は。その人に２回にわたって借りているんじゃないの。２回目のときは、足りないからさらに貸してくれと言っているんでしょ。１回目の費用は選挙のための準備費用、そして食料費、そちらなんかに使われているんじゃないの。それは、借りたんじゃないくて、相手が勝手に金の支払いをしたのか。町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私がお借りしたのは３００万円でございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、これも、調査特別委員会で追及をしていくところであります。

借り入れた３００万円は落選時の生活費と考えていた。今、借りたのは３

00万円と言いました。残り、本当は100万円余は、何なのかと聞いても、また答えないというふうに思いますが。

落選時の生活費とか考えていた。ある方が言っていました。200万円貸した人。選挙資金として貸してくださいという選挙の始まる8月ぐらいに借りに行っている。そして、その方は、妻に内緒でお金を農協で引き出してあなたに貸している。その方は言っていましたね。もし落選したらこの金は返ってこないかもわからないという、そういう思いがあったらしいです。まさにそのとおり。あなたは、そのお金は、選挙資金じゃなくて落選したときの生活費、こんな恥ずかしいことをよく新聞に言いますね。落選したときのことを考えてお金を借りたんですか。町長、答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 1月4日の記者会見でも、300万円をお借りしたということを申し上げました。もちろん、選挙資金に使っておりますが、生活に不安がありましたので、それも含めて借りたものでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 生活費と本当に思っていたんですか。どうです。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はい、本当であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 まあ、いいです。

でも、こういうことを記者会見で述べる、落選したときの生活費に考えていました。そんなことを私なら言いませんよね。

4つ目に、「町民の皆様にもう一度、私の決意、考え、人物を知っていただきたい」これは、8ちゃん、関テレさんのテレビ、そのニュースの字幕から拾いました。

町民の皆さんに私の決意、考え、人物と書いているんですよ。あなたの人物というのは、12月議会、私は追及をしましたしあなたに正しましたけど、それから、あなたの人物というのは知れている、知られている。そこに、私の人物を知っていただきたいってあえてしゃべっているという。普通の人、私の人柄、人物を見ろという、そんな人いない。思っている、そんなことを口に出して言えることと違う。ましてや、あなたの人物というのは、以前から追及しているとおり、そういう人なのに、私の人物を知っていただきたい。よくも横着にこういう言葉が言えるなど。

町長、人物を知っていただきたいというのは、そのテレビに、はっきり言いましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 多分、言っていると思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 あと、選挙経費は仕事で返したいと言った。町長、仕事を、少なくとも過去1年間、私は、12月議会で尋ねました。何をしてきたのか。公約どおりの仕事ができているのかと聞いたら、何もできていない。それが、今回の出直し選挙で、選挙費用、当時は700万円ちょっとの予算が見られていた。無投票で済んだので200万円ちょっとなに減ったけど、仮に、これ、選挙があったら700万円使われている。その700万円は仕事で返したいという真意を聞かせてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 辞任によりまして、当然、義務的経費としての選挙戦に伴う選挙費用の予算が生じることは事実であります。

町長として辞任した以上は選挙があるということでございますので、その費用がどうだという問いかけも記者からありましたので、町長として責務を果たし、さまざまな政策事業を実施していく、町をよくするということは、そのことを仕事で返すということと言ったものであります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 あなたの仕事を金に換算するのかどうか知らないけれども、仕事で返したいという言葉は次にも出てくるんですよ。あなたはよほどこの言葉の使い方が好きなのか。仕事で返す、自分の仕事を金で換算するような、そういう仕事ぶりなんです。

自分の仕事で返したいと言った言葉、どんな意味を持って、どういう影響があるのか、それを考えたことはありますか。あなたに、今の町長という仕事は金で換算して仕事をやっているのか。答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今申し上げましたように、政策、事業実施、それを一生懸命取り組むという姿勢であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 次、3番目に行きます。

今度は無投票当選後の記者会見。その中で幾つか出ています。

選挙結果がどうであれ、選挙をしたので町民の信任を得た。毎日さん、朝日さん、読売さん、中日さん、京都さん、全ての新聞社が書いています。対立候補が出なかったことは私の問題ではないとも中日新聞さんに言っていますね。それは、そうだ。対立候補が出なかったのはあなたの問題じゃない。

でも、記者会見でそういう表現をぬけぬけとされるということ自体、これ、選挙民を逆なでしているような、何かおかしい表現じゃないですか。記者が

どのように聞かれたか知らないけれど、「対立候補が出なかったことは私の問題ではない」、事実、問題ではないんだけど、そういう発言をされているということが、私は問題だ。

これは、町長は信任を得たと思い込んでいる。先ほどの山田充議員の質問でも、決して信を得ていないというふうに言い切りました。私も、信は得ていない。先ほど申し上げた、出直し選挙に道義はあるのかということから行くと、信を得たとは決して言えないということを申し上げておきます。

そして、2つ目に、「議会には誠心誠意説明責任を果たし丁寧に対応したい」、これは、朝日さん、読売さんが書いていますね。2月15日に当選後見えたときから、今日、今、今日まで、あなたは議会に対しては、誠心誠意説明責任を果たすと言って記者会見している。今、そういう対応をしていると思いますか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今も今後もそのつもりであります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 ここでは書いていないんですが、さらに、京都新聞さん、そこには、「多くの議員が反発している状況がどうなるかわからないが、個々の施策で話し合える議員はいる」と、「その議員とはよい状況をつくりたい」と京都新聞の一問一答の中で答えているんです。そして、その後、すぐに、「いったん建設を中止した防災センターについて、非常時の指令系統を備えたコンパクトな施設として計画を見直す」と。「防災センターをコンパクトな施設として見直す」と記者に答えている。

これって、個々の施策で話し合える議員はいる、この書きぶりから見ると1人ではないんでしょうね。複数の議員だと思うんだけど、もう既に2月の無投票当選が決まったその日に、そういう話し合いのできる議員は既にいるということを表明している。ということは、1月4日に、出直し選挙に出ると。そして、その前の年の12月27日、28日には、収支報告書。やめて出直し選挙に出るという算段でそういう仕組みが仕組まれている。その中で、こういう議員と話し合える議員はいるということを思って選挙戦をやっている、無投票だったけども。

これ、コンパクトな防災センター、個々に話し合える議員はいる、その議員とはよい状況をつくりたい。よくも、こういうことがぬけぬけとしゃべれますね。これ、もし、今、私が新聞の記事を読んでいる、後ろにいる議員の中に、そしたら、あ、何てことを言うんや、これ、誰のことや、わしのこと言っているんかなって、そういうふうに勘ぐられたり動揺している議員がいるとしたら、このことは、事実であっても、これは、新聞にはこういう発表

はするべきじゃない。

町長、話のできる議員は何人いるん。いつからそういう話ができたの。答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 個々の内容は差し控えさせていただきます。

ただ、防災センターの構想については、既に議員の皆さんには、公共施設の整備計画の中で、倉庫の整備、それから庁舎のブロック建て解体の後の構想の中で申し上げてきたことをごさいます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 防災センターについては、あなたが就任した平成29年11月、その次の12月議会で、これは、議会議決でもって7対4で防災センターを継続して建てろという決議をしている。その中に、11人の議員のうち7人がその決議に賛成をしている。今の防災センター、既に駐車場にしているあそこに建てろという決議をしている。その決議をして、さらに町長に迫りしたら、建てないと。防災センターはやめますという、そういうあなたの決意だった。それが、1年もたたない間に、コンパクトな防災施設をつくる、それには、話し合える議員もいると。これぐらいにしときますけども。

これは、あなたは今しゃべれないと言いました。しゃべれないものを新聞記者にこうしてしゃべっているというのはどういうことか。

時間がないので、次に行きます。

これも、ここには書いていないんです。ある新聞には、議員との確執、対立、これは、政争ではなく政策協議と論争をやっていきたいと言っているんです。朝日さん、京都さん、読売さんにそのことが書いている。政争ではなく政策協議と論争をしていきたい。政策論争なら、私も、いつでもやりたいし、そのことは議員の本命だと思っていますよ。いつでも政策論争はやりたい。

だけど、今の町長との対立とか町長との確執というのは、政策論争、政争以前の話だ。町政の粛正、不正、不法行為を行う町長の一掃。その町長を完全に辞職させる、そうでないと甲良町はよくなる。第一、そういう不正を起こし不法行為を起こしている町長に政争とかそんなことを言われたくない。政策論争、一生懸命やりたいと。だけど、それ以前の話で、そういう不正、不法町長を一掃するというのが、これを政争と言われますかね。ということで、この項については終わります。

時間がないので、あと、2番目の件は割愛しますが、最後、このところの問題。

12月の就任式。職員が「信頼回復に向け、職員一同、一丸となって取り

組む覚悟です」、これは読売さんが書いていました。そのことに町長は「信頼回復は当たり前の仕事」と返したんです。

総務課長に尋ねます。

町長の就任式、就任に職員から歓迎と宣誓、決意を述べさせるというのは、私、今まで聞いたことがなかった。これは、町長からの要請によるものか、その職員が自発的にやっているのか、どうして野瀬町長の就任のときだけ就任式にこういうことを言わせることになったのか。総務課長。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、職員の言葉ですが、まず、北川町長の退任のときに、いつもなら教育長が、副町長がいないので教育長が挨拶をしますと。そのときに、職員代表でお礼の言葉を述べるというのを久しぶりに再開しました。

私が勤めてからは、山本日出男町長が5期やったときに退任式でお礼の言葉を述べたのは、今、建部議員やったと思います。そのことを思い出したので、職員から一言お礼の言葉をということでやった経過があります。

その後、就任式がありましたので、当然、教育長から歓迎の言葉と、職員からの出迎えの言葉を去年からさせてもらいまして、引き続き、今回の選挙においても同じようにさせてもらったことであります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 町長、長いことご苦勞様でした。退任式のときに職員を代表してお礼のことば、そして、町長の労をねぎらう、そういうときの御礼の挨拶は、今まで、私も山本日出男町長のときにはやりました。

でも、退任だよ、それは。就任のときに歓迎の挨拶、職員がこれからこうこうしかじかやりますという決意まで述べさせる、これは、総務課長の発想か。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課で協議しまして、今申しましたように、歓迎の言葉ということで、まず、玄関で全職員が新町長を迎えますので、そのときに花束を渡させてもらって、その後、訓示をいただきますので、その前に歓迎の言葉を言うパターンでやっておりますので、その一環であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 まあ、いいです。

これは、総務課長がそういう思いでやって、悪いことではないんですがね。

ただ、今まで例がなかったのになぜこうしていきなりという、そういう感じがしました。就任式にはふさわしくない挨拶だというふうにだけは言っておきます。

そこで、信頼回復は当たり前の仕事と町長が言ったのに、信頼回復という

仕事があるのか。信頼はどうして回復される。日常の町長や職員の仕事ぶり、それを町民が評価して、ああ、よくやっていただける、これなら今の職員さんは信頼できるという、そこから生まれてくるんだよ。信頼回復という仕事が、町長、どこでやるんです、信頼回復の仕事は。当たり前だって、そういう表現しかできない。信頼回復というのは仕事じゃないよ。信頼回復は、町民からの信頼を得るということは、日常の仕事ぶりからそれが評価されるんだよ。信頼回復という仕事、あ、私は、信頼回復のために仕事をしますと言う、そんなばかりはおらんでしょうよ。

それを、ぬけぬけと、あんたは、職員の前で、信頼回復は当たり前の仕事だという表現を使っている。町長、どう思う。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 趣旨は、建部議員おっしゃるとおりであります。

私が仕事に臨むについては、襟を正すことはもちろん、さまざまな事案が発生をしております。私自身も、住民訴訟、あるいは告訴を受けている身でありますし、元職員による公金着服、職員のサービスの諸問題、それから、議論になっていますが、税情報の流出問題。今、甲良町は、それらの行政組織上の正常化が求められているところであります。

しかし、これらの事案は、住民サイドからすると、議員おっしゃったとおり、行政組織上の問題でありまして、住民にとっては嫌な思いだったり不利益以外の何物でもないという認識をしております。

このことを、おっしゃいましたように、行政の信頼回復というものではなく、行政みずからが公平で能率的な行政の確立をめざして必死に努力をすることだというふうに認識をしております。姿勢を正して問題点を洗い出し改善し再発防止につなげることは、マイナスをゼロに戻すというふうな取り組みでもあるという認識をしております。

さらに、ゼロからプラスに転じる努力をしなければなりません。翻って考えてみますと、信頼回復は、おっしゃった、行政の仕事ではなくって、信頼を回復する日常のひたむきな取り組みをすることだと。そのことを申し上げたかった趣旨でございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 要するに、信頼回復は当たり前の仕事という表現はよろしくなかった。それとも、当たらなかった。その認識は、今、持っていていただきますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今申し上げたとおりでありまして、そのことは行政自身の戒めであつたり取り組みであるということでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 時間がありません。

2つ目の、町の人口減少対策における緊急かつ主要な課題はと。これは、私、過去3回、この質問をしています。とりわけ、去年の9月議会で、さらに具体的な内容を例記して提案をしました。そのときには、企画課長はじめ、ほかの課長さんの答弁では、その計画は今はないけれども、一応、企画というテーブルに乗せて検討をされたいということに対して、検討していきたいという話がありました。

さらに、それを、おさらいの意味で、今日は、その内容を上げているんですが、時間がないので個々には申し上げられません。

ただ、31年度の人口減少対策の新規予算については、これは、予算委員会のときに詳しくお尋ねします。

そして、町の人口流出の転出、言うたら、流出を防ぐこと、これについては、人口流出の理由というか、それに合った事業が必要だということも以前に言いました。そして、町内での出生率、今年の新規事業の中に、子どもの支援、ちょっとの金額でしたが、幾らか上がっていました。それでは不十分だと、私は、まだ、これは、予算委員会でお話をします。

とにかく、甲良町、これは、どこでもそうなんです、お子さんが甲良町でたくさん生まれる、それが基本であると。子育て、それも、1人じゃなくて多子出産を奨励していく、そういう取り組みが一番肝要ではないかということをお思います。

3つ目に上げた教育の話。これは、全員協議会の中で教育長にも意見が出ていましたし私も申し述べました。教職員の資質、指導能力を高めるということも書かせてもらったんですが、今、もうじきなります、1分だけ。

教職員の、今3月に入っていますから、職員の異動というのがあります。職員の異動の中で教職員が甲良町に赴任をしてくる。要するに、異動で甲良町に来る。滋賀県下の中で甲良町という位置づけ、甲良町に赴任をしようとする、また、甲良町へ出向を命じられる教職員さん、そういう方というのは、希望者というのはおられるかどうか知りませんが、私の職員時代、こんな小さな職場でも、島流しと言われて、例えば、今は水道課、ここにおりますけども、水道事務所というのがある、そこでの勤務、そして、当時は隣保館という、今の地域総合センターがそうですが、その配置は、職員の中でも成績が悪い、ちょっと行いが悪い奴がそこへ配置される、俗に言う島流しという表現がされていた時代がありました。教職員の中でも、甲良町へ寄せていただくということは、そういう側面というか、そういう表現というのはなかったも、そういうことがあるんですかね、甲良町の。それ、聞かせ

てください。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 お答えします。

甲良町へ赴任するという、そういう意識が、今、建部議員が申されたような意識が全く県下の教職員にないとは言い切れないというふうに考えております。

ただ、人事におきましては、甲良町で学びたい、自分の自己研鑽に励みたい、甲良の教育に寄与したいという、そういう思いを持った教職員も県下にはおります。ですから、そういう教職員を人事でこちらへ配置してもらえるような努力を、今年度の人事でも、一般人事、管理職任用におきましても、進めているところでございます。

以上です。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 最後です。

いずれにしても、子どもたちの学力を上げる。これは、私、言いました、小さいときからの生活習慣、そういったものが、しつけなりが影響してくる。それを、養育している親たちの子どもの子育て能力、子育て力が一番の課題になってくる。

もう一つは、そういう教師集団の、子どもに指導を与える教師の姿勢、有能な職員が甲良町に配置されることを、そういうことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○丸山議長 建部議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 議長の許可が出ましたので、通告書に従って質問をしていきたいと思っております。

まず、インフラ整備の関係なんですけども、甲良町を取り巻くインフラ整備事業、インフラ環境が大きく変わろうとしています。まず、長年とまっていた8号線バイパスの計画、これが動き出しました。現在、その中では3路線の計画があって、1路線は8号線を拡幅するという計画なんですけども、これには、かなり難しい、無理があると。立ち退きとか、そして、時間がかかる、この辺のところがありますので、私は、難しいかなということを考えております。

そうすると残り2つということになるんですけども、残り2つに関しては、どちらとも甲良町を通過するという路線の契約になっております。このバイパスの工事、8号線バイパスの道路ができることによって、湖東地区、この

辺の一带に経済的にも大きい効果が出るものと現在はおもっております。

甲良町として、このバイパスに対して期待するところ、そして、こういうところは注意しなければならないというところがございましたら、お答え願えますか。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 ただいまのご質問について説明させていただきます。

当初の予定では、今年度中に3ルートから1ルートに絞られると聞いていましたが、現在のところ、決まったとの情報はありません。

次に、甲良町内を通過することになれば、本町のまちづくりは大きく変わると考えます。

期待するところにつきましては、抽象的ではありますが、観光客などの増加による産業や観光振興の促進が見込めます。また、近江八幡市方面や米原市方面への日常生活における移動がしやすくなり、生活交通の利便性が高くなることになると考えます。

続きまして、注意しなければいけないところは、生活環境を悪化させない対策や、また、ルート選定時には、支障となる家屋などの内容について注意をしていくことが必要と考えております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この中で、新しく道路ができたときに、単に、バイパス道路が甲良町を通過するだけということになってしまっては困りますので、そのところは注意していただいて、バイパスが通ることによって大きなメリットを生み出すということを考えてもらって政策を練っていただきたいと思います。

そして、甲良町単独でもできませんので、地域間連携、これも、大事になってくると思います。国、県、そして近くの首長、この辺がタッグを組んで着実に進めてもらおうということを期待しております。

それでは、次に行かせてもらいます。

まだ仮称ではあるんですけども、多賀スマートインター、これが計画されております。多賀スマートインターと8号線バイパス、これが完成すると甲良町の交通の便というのはかなりよくなります。並行して、インターと8号線、または8号線バイパス、これをつなぐ道路、これを整備していく必要があると考えます。以前から、池寺、そして阿自岐神社につながる道路の整備、これが必要であることは認識されていたんですけども、県道昇格にこだわって進んでこなかったという実情がございます。現在、この道路をどうしようということ考えておられるか、お答え願います。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐　ただいまの質問につきまして説明させていただきます。

現在、甲良町内で国道３０７号線から８号線を直線的に通る路線は、町道池寺下之郷線となります。現状でも大型の交通量が多いため、平成３１年度予算として、県道彦根八日市甲西線の法養寺信号から西側、豊郷町の境までの概略設計費を計上し、路線について検討を行います。

また、豊郷町にも関係することから、両町で連携し事業化を図っていく計画です。

以上です。

○丸山議長　野瀬議員。

○野瀬議員　つなぐ道路としては、それ以外に、役場の前の道路、これもあるんですけども、ここの計画はどうでしょう。

それと、あと、北落呉竹線、そこもあるんですけども、そちらの計画は、今のところはどうか。

○丸山議長　建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐　とりあえず、３１年度の計画として説明させていただきましたので、今後、検討なり協議はしていくことになりますが、今のところは３１年度の方だけの説明とさせていただきます。

○丸山議長　野瀬議員。

○野瀬議員　はい、わかりました。検討の方をよろしくお願いします。

次に行かせてもらいます。

以前から何度もしていますし私以外も何人かの議員が指摘しているんですけども、国道８号線の野口河瀬、やっとなんていう思いなんですけども、これ、仮だと思ってるんですけども、仮の右折だまりができて、やっとなんていうことなんですけども、何せ、白線を引いているところを見ると車幅がかなり狭いということがあって、大型車が通行すると、すれ違いに結構苦労しておるという実情があります。

以前の回答ですと、この交差点、西の道路の拡張が進んで、やっとなんていう全体の交差点の拡張工事が完了するということを聞いておるんですけども、西の拡張工事を待たずに、せめて東だけでも交差点改良の工事を終わらせてほしいという希望があるんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長　建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐　ただいまの質問について説明させていただきます。

まずは、野口の交差点の進捗ですが、野口の交差点、河瀬方面、西方面にある用地につきましては、現在、用地交渉中でございます。順調に進めば３０年度で用地の契約ができると聞いております。

その後、物件の移転および本工事を３１年と３２年の２カ年で完成する予定をされているそうです。３２年には全面供用開始できるのではと予定されております。

続きまして、今、滋賀県には一日も早い完了を、引き続き、要望していきます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私が言っているのは、西の工事を待たずに東だけ早いところやってくれということを強く要望してほしいということを願っているのです、お願いします。もうちょっとのことなので。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 引き続き、滋賀県の方に、今おっしゃられたことの要望をしていきます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、河瀬の交差点が通りやすくなると、あと残りは出町のところの交差点が残ってくるわけなんですけども、ここの進捗はどうなっているのでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 今のご質問の出町交差点になりますが、西方面の河瀬方面にある用地につきましても、現在、交渉中でございます。順調に進めば３０年度に用地の契約ができると聞いております。

その後、物件の移転を行い、本工事で３１年度に完成を予定すると聞いております。３１年度で全面供用開始が予定されている状況です。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 再確認しますけども、来年の３月が３１年度になるので、そこで工事自身は完了するということによかったんですか。

○丸山議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 早ければということを聞いております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

なるべく早く進むようにプッシュしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

高齢者ほか、甲良町に住んでいる住民に対して住みよい町にということで何点か質問させていただきます。

まず、介護サービスの関係なんですけども、これは、全協等でいろいろ話を聞かせていただいていますのでおおよそわかったんですけども、再確認と

いうことで質問させていただきます。

福祉センターによる介護サービスの事業、これは、3月で終了でよかったんですね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町が指定管理者として甲良町社会福祉協議会が実施してきましたデイサービス事業につきましては、平成31年3月31日をもって終了することになりました。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そして、受入先、引き継ぎ先というか、それを引き継ごうというところもなかったということではなかったですね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 正式な公募はしてはおりません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 心配になるところがあるんですけども、通所していた人、そして、そこに勤務していた人、この辺の代替先というか、そこは、しっかり決まったんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 通所されておられました方につきましては、現在、通所をされています1名を除いては、町内または郡内の施設の方に移動されております。

また、勤務されていた方につきましても、介護事業の職員の募集はたくさんありまして、ほとんどの方が勤務につかれていると聞いております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私自身、この問題、まだ問題があるかなとは思うんですけども、時間がありますので次の点に進ませていただきます。

甲良町の健康推進活動、これは、私の見た目、よくやっているなということで現在思っております。現在、滋賀県の平均寿命、男性はトップ、女性は3位だったのですかね。ということで、かなりトップクラスということなんですけども、狙うはそこじゃなしに健康寿命。単に長生きするだけやなしに、元気で長生きしてもらいたいということが目標として掲げなければならないということで思っています。

年を取ってから寝込まないための活動、この辺も、現在、進めておられると思うんですけども、具体策として何か考えておられますでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町民の健康状態につきましては、腎不全による人工透析の割合や心筋梗塞などを起こされる方の死亡率が高いというのは特徴的

ではありますが、このような疾患を起こさないように予防していくというのが大切であります。高血圧による影響というのはとても大きなものがありまして、高血圧を改善していくには減塩をやっていただかなくてはならないということで、その中でも、高齢者の方に限らず、皆さん、毎日漬物を食べるとか、食べ物は何でも醤油をかけて食べるとかという生活習慣がなかなか治らないというのが課題ではあると思っております。

まず、塩分が体に及ぼす影響はどんなものがあるのかということをもまず知っていただくということ。そのために、町民健康講座といたしまして、毎年、腎臓専門医による腎臓を守る講演会というのを、今年も3月17日に開催しますが、そういうことを通じて、塩分と自分の体というものを一人一人の方に知っていただくということで広く町民に啓発をしている現状でございます。

また、検診の中での独自の取り組みとして、24時間蓄尿などをやりまして、自分の体の中に一体毎日どれだけの塩分が入っているのかということを知っていただくということもやらせてもらっています。

あと、大人だけではなく、乳幼児期から塩分の取り過ぎということがありますので、各集落の健康推進員さんと一緒に減塩と運動ということを定着できるような働きかけを行っているような状況でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 塩分の関係も説明いただきました。

甲良町内のお年寄りの中では、塩分の取り過ぎというのは問題があるように思っております。どんなおかずに対しても味が薄いということで言われるお年寄り、たくさん、私も見かけております。この辺のところは、先ほど説明いただいたところ、いろんな指導を含めて、まだまだ推進していただきたいと思っております。

続きまして、次の道路の事情について質問を移させていただきます。

最近の交通事故による死亡者なんですけども、交通戦争と言われた1970年にピークでありました1万6,765人という交通死、これがピークでありました。昨年に関しては、それが3,532人、大きく減少していると。言いながら、見た目を変えるとまだ3,000人、1年間で3,000人も亡くなっていると。最近の傾向で言うと、お年寄りが被害に遭っている、もしくは加害者になっているという傾向も見られます。

現在、昨年の甲良町内での事故の件数、そして、人身事故の人数、そのうちの高齢者のかかわった件数、これが何人、何件ぐらいかというのをお答え願えますか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 平成30年12月末の交通事故の発生件数でございますが、

年間累計 25 件でございました。平成 29 年度と比較いたしますと 7 件増加しております。

主には、自動車による交差点事故でありますとか出会い頭の事故でございますが、65 歳以上の高齢者による事故も 8 件と多くなっている現状でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これからも、この辺、事故が起こらないような対策に努めていただきたいと思います。

その中で、私の親も、亡くなっているんですけども、年を取ったときになかなか運転免許を手放さないということがありました。甲良町という地理的なところを考えますと、交通の不便な地域でありますので、なかなか免許を手放したくないという意識が強くあります。

去年の免許の返納の数というのはわかりますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 免許の返納数ですけれども、彦根署管内におきましては 419 名の方が全体でございます。そのうち、甲良町の方につきましては 17 名の方が免許証の返納をしたということで 29 年度ございました。

17 名のうち 16 名につきましては、免許の返納をなされたということで相乗りタクシーの割引券を 9,000 円分交付させていただいております。

また、そういった形の対策といたしまして、この 4 月から相乗りタクシーの運賃の値下げ等を現在検討させていただいております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 免許の返納に関して、そういうメリットがあるというのはわかるんですけども、そこは推し進めてもらわないいけないんですけども、運転に不安のある人、この方々を免許の返納に対して促進させる方策、この辺を今後考えていかなあかんと思うんですけども、現在、何かございますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、広報等、先月号でもさせていただいておりますけれども、啓発というのは必要と考えております。

ただし、実際問題、交通の便が悪いとなかなか手放さないということで、そのあたりを、湖東圏域の公共交通の活性化協議会の方でも課題となっておりますので、検討は進めてまいりたいと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願いします。

私は、今後、生活道路に流れ入る通過車両、田舎の道、小さい道に対して、

そこを通過する車両、これの制限とか、車両の速度の抑制、この辺のゾーン対策、この辺をして、子どもやら高齢者、安心して通行できる道路空間の確認が必要だということで思っていますので、随時、この辺のところを提案していきたいので、よろしくお願いします。

続きまして、次の質問に行かせてもらいます。

今、各字でもAEDが普及してきたと思うんですけども、私、各字に1個以上AEDというのは必要だと考えておりますが、甲良町の公共設備、これ、公民館も含んでの話なんですけども、その中での設置状況はどうなっていますでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 町内の各施設でございますが、甲良町役場、また、甲良町公民館をはじめ、甲良町保健福祉センターなど19施設に1台ずつ設置をいたしております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、町内の町施設に関しては全部設置はしてあるというところだと思うんですけども、各字の公民館はいかがでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 申しわけございません。各字の公民館につきましては、現在、私、手持ちの資料がございませんので、把握をしておりませんが。申しわけありません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 後で結構なので、調べていただいて連絡をお願いします。

そして、それを設置しただけでは問題があると思います。9月、防災訓練等でAEDの訓練をして、皆さんが使えるようにというところをしていかな、これ、だめだと思いますので、その辺の訓練というのは現在考えておられますでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 今ほど言われました甲良町の総合防災訓練ですけれども、平成28年度の際にも防災訓練時にAEDの訓練を行っております。また、平成30年度も、甲良西小学校の避難所のところをはじめ、AEDの講習を行っております。

また、施設内でございますが、今月、3月、保健福祉課と人権課の方で講習会を実施予定しております。

また、毎年、小・中学校でありますとか保育センターでは、職員研修といったしまして、犬上分署の方に来ていただきまして講習を行っている次第でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 各字の防災訓練のときにA E Dの訓練をするというのもいい方向かなとは思いますが、これは、どちらかと言うと消防団に依頼した方がいいのかもしれないんですけども、その辺は、動き、指導を今後していただきたいと思いますので、お願いします。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

この冬、インフルエンザ、かなり猛威を奮っておりまして学級閉鎖等があったように思いますが、特にインフルエンザで症状が重くなるのは高齢者なんですけども、特に後期高齢者、そして、受験を控えた生徒・学生、この辺のところなんですけども、そんな大きい数にはならないと思うんですけども、この辺のインフルエンザ予防接種の無料化をお願いしたいと思うんですけども、現在、割り引きで1,000円の補助が出ているというのは知っているんですけども、もう一步踏み込んで、後期高齢者と受験を控えた学生、限定で無料化というのを進めていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今年度の高齢者のインフルエンザの予防接種に関しましては、接種率は63%でした。たくさんの方に受けていただいております。

議員がおっしゃられるように、1,000円の自己負担ということで受けていただいているのが現状です。

高齢者のインフルエンザの予防接種は定期予防接種ということで、国がやりなさいという予防接種ですので町の方も自己負担の補助ということを考えておりますが、子どもさんに関しましては、任意接種という形で国が推奨しておりませんので、その部分に、今、個人負担金を町の方が見るということとは考えてはおりません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

今後ともこの辺のところを考えていただきたいと思います。

続きまして、学校の現状についての確認に入ります。

先日、千葉県で子どもに対する虐待、この辺で悲しい事故が報じられておりました。ここまでのひどい事例ではないでしょうけども、甲良町内で、虐待と呼ばれるところまであるのかどうか分からないんですけども、そういった事例があるかどうか、いかがでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 町内では子どもさんの命にかかわるような事例は今のところございませんが、甲良町の要保護児童対策地域協議会の方で取り扱っている件数は現在33件ございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 命にかかわるようなところはないということですが、33件、かなり多い数だと思います。

具体的なところ、名前とかそういうのは結構なので、ひどいような事例、もし、話せるようなところがあれば、こんなところがあるというのは話せますでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 具体的にはお話できませんが、甲良町の特徴といたしましては心理的虐待が非常に多いと。親から子どもへの暴言、言葉です。それが非常に高いのが特徴でして、その次にネグレクトという、放置ということですね。子どものお世話を十分しないというようなことがあります。身体的虐待については、他の市町よりも件数は少ないという状況でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

この辺のところは、常に注視しないと問題が深くなってきますので、よろしくお願いします。

続きまして、命の授業の関係に移らせてもらいます。

中学校の生徒に命の授業ということで、滋賀県の警察本部、犯罪被害者支援室を中心に計画されていて、数年前に甲良中学校でも開催されました。私もそこには参加させていただいたんですけども、甲良中学校在学中に1回、ということは3年に一度ぐらい、命の授業を開催して命の大切さというのを学んでもらいたいということを私は思っているんですけども、この辺の、先回命の授業を開催されて恐らく3年ぐらいたっていると思うんですけども、今後の計画、または、これからどうしようかというところを含めて回答を願えませんか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 ただいまおっしゃっていただきました命の授業につきましては、甲良中学校で5年前に実施をしたということを聞いております。

今後の予定につきましては、今のところは予定していないということですが、けれども、大変よい取り組みだと思いますので、できたら、こちらからお願いをする形などを取りまして、そして、広く保護者の皆さん、それから地域の皆さんにもお声かけをできればいいかなと考えておりますので、教委としても働きかけをしていきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 積極的に進めていただきたいと思います。

内容的に言うと、中学校の生徒だけでもったいないということを私は思っ

ております。特に、そのPTAの、どちらかと言うと若い親御さん、この辺も含めて、その辺の授業に参画していただくということで進めていただくのいいかなということで思っております。

私自身が犯罪被害者支援連絡協議会の会員でもありますので、必要であれば私の方からも連絡をしておきます。

続きまして、なかなか難しいところなんですけども、学力の問題。甲良中学校というのは、前から話がありますように、県内でも学力は低い方だと。甲良町をよくするために、いい町にするためにということで考えますと、長期的な方策としては、学力をアップさせるというのは、必ず、これ、必要になってくることだと思います。有効な手段だと思います。中学校だけでなく小学校も含めて、学力アップ、この辺の方策、なかなか、これをすれば学力アップにすぐつながるよという方策は難しいと思うんですけども、現在考えておられる方策、何かございますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 学力というのは、今おっしゃっていただきましたように、一朝一夕に身につくものではございません。教育委員会としましては、以前から教育長が申し上げておりますように、長期的な見通しを持って子育て支援と家庭支援、その2つの両輪に力を入れまして、児童・生徒だけでなく教職員や保護者、家庭を全体的に支援していきたいと考えております。そうした取り組みの中で15年先を見越して学力向上に臨んでいきたいと考えております。そのために、組織体制を整備して、ただいま取り組んでいるところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか、言うのは簡単なんですけども、目標を定めていただきたいんです。この場でということじゃなしに、例えば、最下位を脱出する、少しアップさせるというところの、ペーパーテストだけが学力ということではないでしょうけども、学力アップ、何をもって学力アップしたかというのは難しいところはあるんですけども、例えば、3年後、こういったところに目標を持って指導するということがないとなかなか進まないと思いますので、今日のところはその辺は結構ですので、目標点というのをしっかり見定めて進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 昨日も全協の中で申し上げましたように、たくさん子どもたちが県立中学校であったり私立中学校の方へ進学をするという現状もございます。そういったことから考えてみても、昨日も、選択を子どもたちがしていくんだというお話をさせていただきましたが、甲良中学校を魅力的

な学校ということで、子どもたち自身が甲良中学校を選ぶ、そういった取り組みも非常に大事だと思っております。

そして、その中で、学力向上ということにつきましては、家庭も学校も落ち着いた環境の中で意欲的に取り組めるような、そんな学校づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的な目標点というのはあるんですけども、それについては、点数主義で行かないように、そこは、注意して取り組んでいきたいというふうには考えています。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 長期の計画になると思いますけども、よろしくお願いします。

続きまして、最近テレビを見ていますと、SNSでおふぎの投稿、この辺は社会に大きな影響があると。また、この投稿によっていじめにつながっていくというところもあると思います。ここに関して、親御さんももちろんなんですけども、学校から言うのがええかどうかわからないところなんですけども、生徒のうちから、学生のうちから、やっていいこと、やってはまずいこと、この辺のところの、おふぎの投稿というの知らないでやっているというところがあると思いますので、これだけ大きい影響があるんだよと、やっていいこと、やっていけないこと、下手すると何百万円、損害賠償を請求されることがあるんだよというところまで含めて、そういうところの理解を進めていただきたいと思うんですけども、もちろん、下手なことをするといじめにつながるということもございますので、その指導に対して希望を私は持っているんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今、議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。

私たちも、そのようなことは大変危険性を感じております。

今のところ、中学校では、大津の法務局の方から講師をお招きして、一、二年生を対象に、携帯スマホ人権教育という、そういった授業をさせていただいております。毎年3月に行っていますので、この後、また、今年もされるんですけども。

そこでは、SNSによるさまざまな事案をもとに、人権侵害とか犯罪につながる危険性があるよということを丁寧に、絵とか動画などを用いながら教えていただいているというところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 教育があるということで安心いたしました。よろしくお願いします。

続いて、地域福祉計画について移らせてもらいます。

昨年ですけども、町として地域福祉計画の策定をして進めていくという話を聞きました。進捗度合いはいかがでしょう。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 本町のまちづくりの最上位計画は甲良町新総合計画です。地域福祉計画につきましては、福祉分野の上位計画として、しあわせ丸ごと支え合い、笑顔で暮らせる甲良町を基本理念に、30年3月に策定いたしました。

基本目標に沿った施策を個人・地域・行政それぞれが連携を持ち取り組んでいくという計画です。まちづくりの視点からも、町の各課が社会福祉協議会、13の集落、ボランティアの方、福祉関係事務所などと連携して互助が進んでいく仕組みづくりを推進したいと考えておりますが、進捗状況としては、まだそんなに進んでいないというのが現状です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この活動ですけども、私の思いとしては、トップダウン形式で動かしてもなかなかうまく行かないと。地元のやる気のある人が自主的な方向で動いて、そういった計画を立ち上げる、そういった組織を立ち上げるということによってうまく回っていくのかなということだと思います。

区長会等の発言を聞いていると、各字でやらされている感というか、自分たちは嫌々ながらやけんどやっているという感じがどうしても聞こえてきます。そういった動きではなかなか望む方向へ進まないと思いますので、やる気のある人、これが、うまく地元でそういった人を連ねて組織立てて福祉計画を進めていくというところにつながらなければ、うまく進まないと思っています。

その辺の方向性として具体的なところは何かございますでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議員がおっしゃられるとおり、地域福祉計画は地域の福祉力に頼るところが大変大きいと考えております。

町では、地域福祉計画を策定しました。現在、社会福祉協議会の方で地域福祉行動計画というのを策定中でございます。この2つの計画が両輪となりまして、地域の中に深く入り込んでいって福祉力というものを育てていくという方向で進む予定でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

地域福祉によって、甲良町というのは住みやすい町やな、安心して住める町やなというところをみんなが実感できるようなところに、私も含めて、やっていきたいと思いますので、また、その辺の指導をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時35分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 西川議員の一般質問を許します。

9番 西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず最初、質問に入る前に、今年は、新年早々、氏神さんにお参りしお寺さんへ行き、多賀大社へお参りしてから、今年は平成最後ということで天皇陛下に新年のご挨拶をと思ひまして新春参賀に出かけてきました。約3時間余り並んで一番乗りで入ることができました。それで、爽やかな気分新春を過ごしていたわけですが、4日になって町長がやめられたいということなんですけど。

私は、野瀬町長が就任されたときに、甲良町がよい方向に向かうんだと、町民や町外の人、あるいは、周辺の首長さんもやっとよくなっていくのかなというような声を上げておられました。

ところが、あに凶らんや、不始末の連続で期待外れになったと。私自身も、町長には、選挙前に、当選したら1年後には必ずやられますよと話したことを覚えておりますし、凶らずも、町長の重鎮の支持者の方から見放されてしまっておられました。私も、見るに見かねてアドバイスに行きました。当時の返事はよかったと思うんですが、実際には何の行動も起こされずに、手遅れだというふうにも話されました。

年末年始に収支報告を訂正し年頭に辞職を、それで、再出馬を宣言されましたが、本来ならやめるのが常識だと思うんですが、町長の精神状態に異常があるのではないかと疑うような行動をされました。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番の議会対策に対して云々ですが、この辺に対して、町長は、新聞紙上で、誠心誠意、説明して議会に話をするということです。この辺に対して町長のお答えをいただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 1つ目の質問でございます。

昨年12月に、議会におきまして私に対する不信任決議案が提出の状態で行っていただきました。2月の臨時議会を控えまして、そのような状態が続けばというふうなこと、それから、予算編成の問題のこと、最小限に予算編成を

食いとめるためにはという思いで1月早々の辞任をさせていただいたわけがあります。

ひとり相撲ということも書いてありますが、残念ながら、これは、私以外に立候補者がなかったということでございます。無投票という結果になりましたけれど、再選させていただいた以上は、これまで以上に町のために尽くしていきたい、そういう決意でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町長のお答えはそのようなことになるんだろうと思うんですが、なぜ議会に対して収支報告を出して1月4日ということになったのか。何らかの処置ができたんじゃないかというふうに私は思うんですが、私は、それをもってひとり相撲と言っているんですけど。議会対策を何もされていないんですよ。それでぽつとやられたと。12月の議会でも何も答弁せずに、その間、期間があったわけです。それに対して何もせずして、それで、自分はこういうことでやるからと言って町民に判断を仰ぎたいと。それは、理屈としては成り立ちますけど、議会に対して町長が何もしなかったんですよ。その辺、どう思われています。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりだと思います。

ただ、日程等々を考えての私の決断ということでございました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 決断だというふうに言われておりますので、これは、また委員会等で追及したいと思います。

次に、2番の、400万円を借りたというふうになっていますが、町長は違うということと言われるんだと思うんですけど、私も収支報告書を見せていただきました。その中に書かれていること、その中には、寄附金の扱いもなし、他人からの借入金も、自民党の5万円でしたかね、それが載っているだけで個人の借入金は載っていませんでした。

それと、後援会がどうなっているのか。資産報告がどうなっているのか、私はそこまで見ていないのでわかりませんが、これに対して、どのような理由で誰からいつ借りられたのか。銀行なのか個人なのか複数なのか、本当のことを言っていきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 借入金の合計につきましては、先ほど建部議員にも申しましたが、300万円でございます。お二人の方から借り入れをいたしました。

お一人は、平成29年8月3日に200万円、もう一人の方からは、平成29年10月19日に100万円を借り入れしました。借りたお金につきました。

ては、生活費として使った部分もありますし選挙資金として使った部分もございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 借りられた日付はそのとおりだと思うんですが、借りに行った理由は若干違います。

私が聞いている範囲では、軍資金として貸してくれというふうに行かれてお一人には言われています。その辺が、我々が疑いの眼で見るところなんです。収支報告にしましても、食料費が、1,900円が11万5,096円というふうになってあるんですが、私の手元に持っています収支報告書にはもっと大きな金額が掲げられております。その辺もまた委員会で追及していきたいと思うんですが、これも、寄付行為に当たるんだというふうには私は思います。それも、収支報告には寄附金の扱いが一切なかったということになっています。

その辺はまたおいおい追及していかないかなというふうに思いますので、私どもの委員会でやっていきたいと思います。

それと、返却されたということなんですが、返却する際はどのようにしてお返しになったのか、お聞かせてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 返し方はいろいろあります。返却をしました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 返却しましたというんじゃなくして、このところで支持者の方は憤慨されているわけですよ。その辺はまた参考人招致等で、委員会で求めたいと思うんですが。

借りた、今も、金を返したらいいんだろうという精神であったんだろうというふうに私は思うんです。それが、憤慨されている、あなたの支持を見放されたというところの最大の要因なんですよ。その辺のところ、もう一度、お答えいただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 直接返しに行った方もありますし、それから、違う方法で返した場合もあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そのときに何をしゃべって返したのかということなんですよ。もう一つは、別な方法ということであるんですが、それも、私は手紙を持っていますけど、写しをいただいていますけど。そういうところの中に、あなたの誠意がどこにあったのかということをお答えいただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私なりに考えた方法でお返しをいたしました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 これは、あんまり長くやってもいけません。委員会でやりま
すけど、誠意のない返却の仕方だったというふうに私は聞いております。ま
た、その辺は、議長、参考人招致やとか手紙の件とか、その辺、また委員会
でやりたいと思いますので、よろしくお願いしときます。

それから、400万円を借りたということであるんですが、そのときに借
用書なりその辺は出されたのか、信用借りか、その辺のところをお答えくだ
さい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 お二人とも私の支援者でありましたので、私のことを信用して貸
してくださったということでございます。借用証等、作成はしておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 信用して貸してくださったということは軍資金なり選挙資金とし
て借りたということだと思うんですが、一人の方は、自分が選挙に応援に行
けないやろうと、入院する予定であったというようなところで、今度は野瀬
さんにぜひ勝っていただきたいから、応援に行けんけど、これは、捨てるつ
もりで貸したというふうにおっしゃっているわけですね。

その辺が、今の答弁の中にも、なかなか普通、200万円言ったら相当重
い金ですよ。年金で1年間もらう金ぐらいになってくると思うんです。その
辺が、そういう信用貸ししていただいたというところについて、あなたは裏
切ったような返却の仕方をしているわけです。その辺は、これ、委員会でも、
また答えていただかなくても結構です、委員会でやっていきたいと思います。

それと、4番目。生活費として借りたということを言われているようなん
ですが、私はそんなことを信用しないんですけど。あなたは、生活費に充て
るのも、そうなってくると報酬そのものを生活費に充てようとしているのか
と、町政を担っていく人が、町長の報酬、60万円、減額されていますけど、
それをもらって、それを生活資金でやっていかんといかんような状態だった
のか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私といたしましてのさらけ出しはしたくないんですが、多くの資
産や収入があるわけではありませんでした。現在の主な収入は年金と町長の
給料でございます。

町長の給料の使途につきましては、申し上げにくいことではありますが、生
活費として使う部分もあります。そのことが、政治信条とイコールでないとい
うことはおわかりいただきたいというように思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ちょっとえげつなく書きましたが、今の話を聞いて大体のことは想像がつきます。

それでも、退職金がようけあったと思うんですが、その辺のところは、また委員会の方でやりたいと思います。

次に行きます。

公金の横領事件ほかの不祥事についての現状の進捗をまずはお聞きします。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 公金横領ほか不祥事ということで、まず、個人情報の流出に関しましては、現在、捜査中でございます。

次に、公金着服事件につきまして、元職員に請求しておりました損害賠償額と事務的経費等が2月12日に全て弁済されました。

続きまして、住民税に関しましては、残りの県民税、118万9,835円なんですけど、これを2月末に振り込み、公金着服事件に関する県民税の払い込みが終了しました。

現在、平成27年度以前の未納者に対して未納明細書を送付しており、明細書の内容に異議がある方には申し入れをしてもらうとともに、納付相談の対応も行う旨の通知を送っているところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 大体様子はわかったんですが、2月12日と言いましたかね。2月11だったと思う、あなたのところへ聞きに行ったのが、私。2万円、5万円の話がありましたよね。あの辺の説明をしてやってくれませんか。なぜ翌日になって急にぱっと入ってきたかということ。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 今、議員がおっしゃられるように、前日、私のところに来ていただいて、2万円、5万円の話はさせていただきました。

ただ、次の日になぜ入ったのかというのは、私の方もわかりませんでした。会計室長の方から、そういうような、親からの相談があったというのも次の日に聞いて、その日に入るかどうかはわからない中で入金があったと聞いております。前日には全然わかっておりませんでした。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 もう少し言うたらいいと思うんだけど、このまま2万円、5万円だったら元本がどんどん増えますよということを言ったんでしょう。その辺も言ってくださいよ。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 すみません。議員にはその旨のことを言いました。

と言うのは、毎月の返済が6万円、5万円以上でない限り、遅延損害金の方に充てていくので元金が減りません。そのことにつきましては、会計室長、町長と元職員と話し合っている中で、そのようなことは伝えております。そのことを議員にも前日には伝えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ということで、親が、これではいかんということで急遽返されたんだと私は思います。今のところはそれでいいんですが。

あと、不納欠損になった部分というのは、その後に対してあったんですかね、12月議会以降で発生している、不納欠損扱いにしなきゃいかん部分が出てきていますかね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 それにつきましても、委員会等へ私は報告しているんですが、不納欠損につきましては、年度末で一括送るものではございません。それぞれの税金において納期というのがあります。その納期以降5年を経過したものが時効成立になりますので、12月議会においても、その後においても、不納欠損となっている税金というのがあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 できるだけそれを食いとめないかなんわけですよ。その辺は、ひとつ、よろしくお願いしときます。

それから、次、漏えい事件の方についてはどうなっています、今。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今現在、警察の方の捜査に協力をさせていただいているところでございます。

内容につきましては、こちらの方もお伺いしてはおりません、進捗状況につきましては。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 警察の方へお願いしているということなんですが、警察に頼らなければというのは、先ほどから何人かも質問されていますけど。

これ、表現は悪いんですが、内部に泥棒を住まわせているようなものなんですよ、これ、白状しないというようなことは。そんなところで、そんな役所に、私は、誰がしたんやと。昔からこんな役所やったんかということが、反省もしていただきたいし、その辺の実情を、いつからこんなことになっているんだと。想像される範囲で結構ですから、教えてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません、想像できる範囲というのが自分の方には理解できませんので、実情を事実として、今回、漏えい事件が起こったという

ことは実際にありましたので、そちらの方からは、確実にあるという認識はしております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 誰かがやったことは事実なんですから、私は、だから、泥棒ということで表現したんですけど。そこは、内部で解決するという自信を持たないと行政なんてよくありませんよ。その辺は覚悟して仕事をしていただきたいと思います。

それから、小島事件が発覚したときに、私は、当初から、職員の方の負荷がかかっていないのかとか健康に問題はないかということは何回か質問もして、お答え的には、無理な残業や健康に問題はないと答弁されていましたが、昨日の第三者委員会の報告でもあるように、当初から疑念や問題があったわけですね。それで、苦勞されていたということなんです。あの時点で、議会に対しても正直に言っていれば、もっとほかの方向で協力できたこともあると思うんです。

これからは、こういう問題が起こったときは、秘密主義みたいなことはやめて、実際困っていることを言うていくような姿勢に変えられないかなと思うんですが、できませんか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 事件が起こったときに、解明のプロジェクトチームが、たしか、できて対応させてもらっていて、議会の委員会なり全員協議会なりで説明はさせてもらっていたと思います。そのときは、私はまだ企画課長でしたが、警察の捜査があるので詳しく言えないというような前提でほとんど行ったと思います。

それで、被害届けか、逮捕か、何かその辺をされた時分から、なるべくオープンということで、ちょうど私が総務課長になったぐらいのときから、逐次、その件は、議会が招集されるたびにテーマとして上げさせてもらっていますので、それから、その対応方法なりは議論させてもらっていますし、議会の意見を聞きながら解明に向けて取り組んでいったという認識はあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その姿勢は、事、仕儀が、そういう起こって、順序立ててそうやっていこうとしているんですけど、実際困っていることは議会に対しても言えばいいんですよ。そういう姿勢をもたないと、何か、委員会をつくってどうの、弁護士を入れてとか、そういうことばかりになっていくわけ。その辺は、議会に対してもきちっとしたことを言って、困っていることはこういうことだとか、どういうことをしたらいいとか相談されたいと思う、私は。そういうことを今後はやっていただきたいなというふうに思います。

それと、防犯カメラは、ぜひ、取りつけるということなので、早急にやっていただきたい。本来、そんなことはしたくはないと皆さん思っていると思うんですけど、信用できない、泥棒がいてんだから。その辺、理解しといていただきたいと思います。

3番目の農業の政策についてお聞きします。

1、2に対して、今、産業課長はどのように思われているか、お聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 まず、特産品の開発でございます。

6次産業化をめざした拠点の整備などを現在進めておりますが、幾つかの商品を開発して販売をいただいております。

また、道の駅におきましても、ショウガを、特産品になるかということで2年前から取り組んでおるところでございます。

また、2番の甲良米のブランドを活かしたということでございますが、新たな取り組みとして、地理的表示保護制度、G I制度の取得に取り組もうかというところまで行きましたが、なかなかG Iまでは難しいというところで、現在では地域団体商標という、1つ下のランクにはなるんですが、それに向けて甲良米というところに取り組もうとしているところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ブランド米に関してですが、県のある人が産業課長には申し上げましたけど、できるんやと、やれ、「みずかがみ」がどうのこうのとか言ってんじゃ、「みずかがみ」は、何か、ランク落ちしましたし、その辺のところはあるんですけど、甲良の米は本当においしいということを、みんながこぞって、甲良町の産業といったら農業しかないんですから、それを、独自性をまず出すというのが1つだと思います。

それと、これは、国会議論を聞いていたんですが、例えば、奈良県で50メートルの田んぼのビニールハウスで、0.5アールですね。それで、年間、ナスビが200万円、イチゴが150万円、トータル350万円の売り上げがあると。これが、米だったら5俵ぐらいだと。だから、7万円か8万円ぐらいしかないわけですね。

そういうことですから、特産品を見つけていくということをやっていく。甲良の農業者に、米だけじゃなくして、もっともうかるようなことを積極的に取り組んでいく姿勢を、産業課の方としても、予算を取ってでも、どうしたら、どこへ行ったらいいのかとか、アドバイスをしてやらないと、なかなか、農業者の人だって、農協と相談して、今年はそんな方向よという話の、全体を引っ張ろうとしていると思う、農協なんかはね。個別なあれで、発想

の転換だと思うんです。

ナスビとイチゴだけで、同じハウスですすよ、これだけ350万円の売り上げがあるわけです。経費が、それは、それなりにかかっているでしょうけど、売上額も全然違いますよね、7万円、8万円と350万円、同じ場所で。その辺の差があるわけですから、甲良としてもそういうことを言ってやらないと、挙げ句の果てに輸出までしていこうかと、イチゴをね。そんなことまで国会で議論されて、安倍さんも感心していましたけど。その辺は、そういうことを取り組んでいくということを示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 先ほど申しましたように、甲良米については、今も申しました地域団体商標ですか、それに取り組んでまだ1年しかたっておりません。また来年度に向けて考えていきたいと思ひますし、また、野菜などにつきましても、今、道の駅のところでの生産者組合というところと一緒にやっておるという現状でございますので、それが、もうちょっとでも前に進むようにしたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 道の駅だけじゃなくてJAにも出荷されている方もいらっしやいますし、どこであつてもいいんです。皆さん、農家の人の売り上げが上がるようなことを考えてやってほしいなというふうに思ひますので、町長、よろしくお願ひしときたいんですが、いいですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 産業課長が申しましたように、不十分ではあるんですが、甲良米のことで言わせていただくと、甲良支店でも甲良米という、独自の肥料設計等々をやつて集荷をしているという状況でありますので、ここの産物はおいしいという西川議員の、そのとおりでございますので、何とか前へ出るように、法人化の、集落営農の12法人についても、30年度から県の農業農村振興事務所にもおいでをいただいて、今後のあり方等々、研修を深めてもらっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 国会中継をテレビで見ていたんですが、そのときの話で、栃木県は何々、静岡県は何々と委員さんの方から圧力をかけられて、安倍さん、必死になつて、ああ、そうです、そうです、おいしかったです言うてやりましたから。そういうところも、農業者に希望を持たせないかんと思うので、そういうところを。

それで、高齢化しているわけですから、若い人が、収入があればやってく

れるんだというふうにも思いますし、その辺のところをやっていただきたいというふうに思います。

次に、4番、講座についてお聞きしていきます。

私、これ、企画監理課長となっているんですが、どなたでも結構です、いろいろと聞いていきますので。

30年度で各講座をやられたと思うんですが、回数と出席者数というふうに書いたんですが、それが報告いただけるかどうかと、満足感はどうであったか、お聞かせいただきたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 企画監理課におきまして、5月、10月にまちづくりフォーラムを実施させていただいております。両講座とも70名を超える参加者でございました。

そういった中で満足度のアンケートをさせていただいております。そういった中で、70名の参加の中で53名の方が回答いただいた結果なんですけれども、81.1%の方が満足という答えをいただいております。

また、参加者で最も多かった地域は金屋、北落地域の方が非常に多い参加であったという実績でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 満足度が、そしたら、アンケートの結果が、いろんな課があるかと思うんですけど、それをアンケートとしてとった集計をフィードバックしています。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 申しわけございません。現課でまだ保管しているままでフィードバックはできておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 これ、皆さん、言っときますけど、今の企画だけじゃない、各、教育委員会も、皆、いろんな、総務課の方でもやられたり何かされていると思うんですが。みんな、アンケートはとってくれるけど、後の結果、何にもくれへんと。そんなものやったら、何にも出さん方がええとかね、そういう発想になるんです。

それとか、さっき、70名の中に金屋と北落が10名以上いたんだと思うんですが、次の質問に入っていきます。これ、動員要請がかかるとるんですよ、みんな。この辺が、動員要請で、皆、役員が、1回、2回あるんやったら5人がこっち、あと、女の人を5人集めると。それで、2回目のときには残っていた、10人役員がいたとしたら5人と、また別な女性を5人集めて行くというような形で、皆、聞きたくないのに聞きに行っているわけ、極端

に言ったら。専門分野から離れている話とか。そういうことが現実には起こっています。

その辺を、僕は、進んで参加してくれることを願えるような講座をやっていただきたいと、回数を減らしてでも。人権講座やて5回やっているとかいろんな、あるんですけど。予算はそのままにして、回数を減らして充実して魅力あることをすれば、みんな来ると思うんですよ。その辺のところを、次の項にも入っていくんですけど、役を持っている人が来ているんですよ、これ、1年間辛抱して、いろんな会議に。この辺を、実態を皆さんは把握しているかどうか。その辺を聞いときたいと思うんです。どの課が答えますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。全ての講座が動員要請をしているわけではございませんけど、実際問題、区長さんやまちづくり委員長さんにつきましては、地域のリーダーということで、こういった講座がありますのでご参加をくださいという案内の文書は出させていただいているところでございます。

そういった案内の中で参加をしていただいているという状態でございます。ただ、議員のおっしゃる、より魅力的な講座で、みずから進んで参加できるというような講座につきましては、努力してまいりたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 予算は減らさずに、回数を減らしてでも充実したようなことをやっていただきたいなというふうに思います。

そうすることによって、出てくる人も、そんな、毎回毎回というふうに思わなくとも、いいな、これ聞きたいなと思う人があればもっと人数は増えると思いますし、その辺のところはお願いしときますので、よろしく。

それと、3番目なんですけど、町民さん皆さんが生活に窮しているのか、苦しんでいるのか、それとも忙しいのか、わかりませんが、私がずっと見ていて、自助・共助・公助とあるんですが、最近、この間、長寿センターへ行ったときに互助と、お互いが助ける互助という話まで出てきたんですが。甲良町の場合に、そういうものが住民さんの中に乏しいと思うんです。

それで、先ほども話が出ていましたけど、野瀬議員の中にもありましたけど、集落の役員さんが、この人がやれるからと言ってみんな押しつけているんですよ、いろんな役を。その辺のところも、私は、気の毒だと思うし、次の4番目の話として、行政としてこの辺を、ボランティア精神というのか、その辺に、ここでボランティア精神だけの統計が上がっていましたが、積極的にボランティア精神を持ってほしいということを、集落でやれやれと言っているんじゃないかと行政の方から啓蒙して啓発していただきたい

なというふうに思うんです。

それで、これ、やることによって、積極的に参加したろうかという話になっていくようなことに持って行く。それと、活性させる、明るいまちづくりをつくるんやということにもなっていくと思うので、権利だけ主張して義務を果たさないようなことにならないという方向へとか、いろんなことをまとめた中での、行政側のボランティアを説く精神を持たなあかと私は思うんですが、任せている、任せている、こういうようなのはお願いしますと言っているだけじゃなくて、ボランティア精神をみんなが持とうよと、希薄になっていると思うんです。その辺が甲良町の課題だと私は思っていますので、老人会でも声を大きくしてこの間も言っていたんですが、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、できますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。行政の方でも、直近のアンケートで国土利用計画、都市計画等でアンケートを実施しましたところ、集落での行事や伝統の役目が嫌であるというご意見も多数いただいております。

そういった中でボランティア精神を啓蒙していくということで、行政とボランティアの連携が非常に重要やと考えております。行政の方も、ボランティアの方がより活動できるような支援を進めてまいらないとだめということで、啓蒙、啓発は努力してまいりますけれども、そういった中で、来年度、31年度からは、ボランティア活動に対する補助金もまちづくりの総合補助金で対応させていただきたいというような取り組みをさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、ボランティアに対する補助を出すというような話が出たんですが、ボランティアも、多分、役を押しつけられた人がやると思うんです。これを、名前まで登録してくださいというぐらいに持っていかないと人数が増えないんですよ。

それで、わしは忙しいからせん、そんなことまで構ってられないとか、そういう話になっているわけ、現実。いろんな組織でも、やめさせてくれ、役が当たるで退会する、そういう話になっているんです、現実。その辺は、行政として把握しているかどうかというのもお聞きしたいのと、ボランティアになっていただける、ボランティアの公費を出すんよ、そしたら、「おい、金もらえるからやるで」という集落の役員さんの考え方よ、それは。

普通のそれ以外の人にやってもらわないかんと思っているでしょう、皆さんは。その辺のところをどう判断していくかということの方策まで考えてボランティアの補助金を出さないと、また、普通のもくあみになると思います

よ。どうですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 あくまで、ボランティアはボランティアでございますので、そういった活動がより充実していくというように、ボランティアのままですといていただくというより、ボランティアからNPO法人、そういった形の対応ができるような形に進んでいくように、総合補助金の方につきましても、ボランティア団体の方がNPO法人に登録とかなされる場合に限りそういった補助を行うような形の制度設計を、今現在、考えているところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 保健福祉課長に聞きますけど、高齢者が、家に引きこもっているというような人がいっぱいいてるかと思うんですが、それも、ボランティアがやらないかんということになっているんですけど。それでも、家の中にいてて仕事していますよ、皆、畑へ行って草むしりしているんです、みんな。そういうことをしもってでも村の行事には参画しない。そういう人たちを積極的に引っ張り出せるようなことを啓蒙して啓発せなあかんと思うんです。その辺、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議員のおっしゃられることはもったもだと思います。

家の中で畑に行ったりとかされている方は自分の好きな活動をされているということなので、それでよいと思うんです。保健福祉課の高齢福祉の方では、その活動もできなくなっている虚弱な方たちをいかに早く見つけて支援をしていくかということが保健福祉課の仕事だと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 福祉課長は自助だけ言っていると思うんですけど、私は、この間聞いたんですけど、互助、お互いが助けるといふ、年寄り同士で助け合わなあかんわけでしょう、昼間は誰も若い子がいらないんだから。その辺を、そういうことじゃないですよということを啓発、啓蒙してくださいということを言っているの、私。わかる。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 老人会活動の中で、友愛訪問のところで、今年はその事業を強化していくということをお聞きしておりますし、予算の方も、その部分は強化させていただいております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 予算でつられると困るんやけど。その辺は、ひとつよろしく願いしときたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりで、地域で、いい活動ができるようにという視点も含めて、先ほど、地域福祉の話だったり健康づくりであったり、また、教育の話もしていただきましたが、今までいい健診をやっているということで、データも蓄積しておりますし、今後、どう実践するかということを保健福祉課は、地域へ出かけて、地域の人と一緒に活動をお手伝いするという、行動する職員の第一歩を踏み出したいというふうに思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 これは、教育委員会にも言えることなんですよ。その辺が、いろんな、長い間やられているケースがいっぱいあります。何プランやったっけ、13プランの中で毎年やっている、何プランやね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 プラン13は社会福祉協議会の方でやっている活動で、教育委員会の方はスマイルネットです。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 スマイルネットでも、こんなこと、正直なことを言って悪いけど、毎年出せというのをちょっと文言変えて出すだけなら、そんなもん、信用していたらあかと私は思いますよ。テーマも、毎年同じテーマよ、ほぼ。惰性で回しているだけやん、あれ。もっとやっていこうと思ったらもっと違うものを出してきてやっていく。

それで、花壇コンクール、それは、確かにええことやと思うんですが、いろんなことでもやっているの、同じ人が同じようにやっているだけで、そっちのやる側も、民間の人がやっているけど、会長やとか何かしてやっているけど、それ、毎年同じことを繰り返しているだけや。新しいことあらへんねん。挨拶運動やとかね、それ、しつけやと言うたらそれまでかもわかりません。こんなものは常識的にしてしまわないと、次の手段、レベルアップしていかなあかんと思うんですけど、どうですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 ありがとうございます。いただきましたご意見などを関係機関協議会など、スマイルネット委員さんの方でまた協議をして次年度の方の活動に活かしていきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 人権学習も一緒やと思いますので、その辺、回数を減らしてでもというのは何かやられるようですけど、回数を減らすんやね。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 こちらの方も人推協の関係団体との協議をしてまいりま

すが、時期をいつも9月に実施、夜に実施しているものを、一度、お昼の方に開催を、今のところは検討をしております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 昼間の日曜日か土曜日か平日か、どういうことですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 人権問題学習講座は平日のお昼を考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それで人が来ると思いますが、それこそ、お仕着せなんですよ。動員令をかけなんだから出て来ないですよ。それでいいと思っていたら、ほぼ間違いや、それは。どうですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 確かに、平日は限られた方になるかと思いますが、町民の集いを日曜日に開催させていただいておりますので、平日の開催、休日の開催、2回に分けて開催の方を考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 教育長、私の言っている意味わかりません。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 確かに、いろんな団体、教育委員会の所管する団体も含めてですけれども、活動がマンネリ化されている。先日のスマイルネットの総括会議の中でも、委員さんの中からそういう発言が出されていて、もう少し内容を工夫するべきでないかというご意見も頂戴しました。

そういうような形で、今、来年度の計画も含めて前向きに検討をしていきたいというように思っています。

また、人権学習につきましても、町の人権教育推進協議会の方で議論を深めながら、学習内容、研修内容、テーマも含めて十分検討しながら、魅力ある、町民さんが行って聞いてみようかと思えるような、そんな講座内容を人権教育推進協議会の委員さんとともに作り上げていくというような方向では考えていきたいと思えますし、また、参加者も、いろんな世代から人権問題についての学習、研修を進めていただきたいという思いから、今、社会教育課長が申しましたように、昼間開催であればこういう層が参加していただけるであろうというような、そういうようなことも併せて考えまして、人推協の役員さんと、今議員がおっしゃられるように、主体的に、積極的に、こういうテーマであればこういう研修内容であれば参加したいと思えるような、そんな学びの場を提供できるように、関係の団体と協議して進めてまいりたいというように考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いろいろ考えていただきたいと思うんですが、人権推進委員会の方の補助金の関係なんですが、今、あれ、2万円でしょう、ほぼ、大体、おおよそ、一字。2万円ぐらいだと思うんです。多かったら、多いところあったら言うてくれはったらいいいんやけど。

それに対して、請求するにあたって、紙媒体のコピー用紙やとか、そういうのはそんなようけ使うてないはずやからカットとか、こう言うてやっているようですけど。人権に対してやっていただきたいんだから、ビデオテープ見ただけで2万円は使えないんですよ。人権学習をやれ言うて、お茶を飲んで、50人が来たと、お茶などもそんな高くないですよ、今。その辺で、領収書がなかったら補助金やらんと言っているんじゃないくして、こういう行動を起こして金を使ってくださいというようなこと、テーマを与えないと、出してきたわ、質素にやっとりんやのに、それをなおかつカットされたら補助金の値打ちない。こういうふうに使ってくださいという使い方を教えたりいうふうにせなんだら、今、大分カットしているはずですよ。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 すみません、補助金の内容につきましては、担当の方で精査して補助金交付させていただいておりますので、今、資料を持ち合わせておりません。内容の方を確認したいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 精査してみてください。そうなっているはずですよ。

だから、そんなんじゃないくして、こういうことに使ってください、こういうことをやればお金要るでしょうということを教えてあげないと、情性なんです、極端に言うたら。みんなそうやね。やらされているんですよ、みんな。テープ見たらいいんです、テレビでね。そんなことになっているのやから、その辺は、変えていくということをやらんとあかんと思う。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 字の啓発指導員さんを中心に研修の方は行っていただいておりまして、啓発部会というのも開催をしております、そのときにいろいろお示しの方はさせてはいただいております。

また、不明なところがありましたら、個々にご相談いただけたらなと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 個々に相談じゃなくして、こうしたら金が使えらんよと、2万円の補助はということを見せてやらなあかんと言うてる。わかる。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 検討してまいります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町長、そういうことなんです。みんな、町長も集落でやっていたからわかると思うんですけど。使い方を教えてやらないと、補助金与えます、やったら後は自由ですよ。それで、年度末に出してきて、ああ、これあかん、これあかんって、こんなんやられたら、やっている方はたまったもんじゃない。これだったら認められるからこういう使い方をしてくださいと、今年度は方針を変えたんやったら変えたことを言わないかん。何か、急に変わっているんですよ。みんな困ってはる、人権に関して。その辺のところも調べといてください。

次に、何団体あるかどうのこの言うたら、また別な角度で調べていきたいと思います。

次に、三川分水横のトイレについてお聞きしますが、産業課長には言っているんですけど、今でも電気が回っておるんですね、閉めたままで。その辺をなぜ回しとくのか、どうしているのかと、ここの3つの問題、一遍に答えてください。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 今現在、ポンプだけ回っておりますが、昨日、やっと水のポンプが直りました。蛇口をあけると出ますが、それも、今現在、行けていないというのが現状で、近々開通いたします。

設置をした経緯といたしましては、このトイレにつきましては、滋賀県に無理をお願いして整備をしてもらったものでございます。周辺には桜の名所、また、釣りの名所でも喧伝されております。今後、修繕して供用開始してまいろうと考えております。

また、2番の、陳情か要請でもあったのかということでございますが、産業課には届いております。

3番目の、清掃や整備は誰がするのかというところでございますが、整備については、現在、産業課で進めております。3者、水道屋さんとか電気屋さんとか、そういうようなところ3者に依頼して修繕、委託をしているところでございます。

今後の清掃につきましては、シルバー人材センターに委託してやっていこうと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 産業課長の一存じゃないと思うんですが、あれは、やめるということやったんだと。ある意味、いつ壊すんやというまでの話になっていたかと思うんです。なぜそれを再開するのと、そこの理屈がわからない。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 先ほども申したとおり、せっかく整備をしてもらったものやというところで再開をさせてもらうところです。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 方針転換やということやね。

それで、私が一番危惧するのは、金屋の人が皆心配しているのは、ごみだらけになるわと、これやったら、間違いないぞと言っておられるんですけど。この辺をどう考えていくかという問題があると思いますので、再開するにあたって、今、現状でいまだに閉まってあるわけやから。それで、前は道の駅に行きなさいと書いてあったわけやね。それで、その辺のところを、時の町長は、そんなとこへ行ってもらうよりあっちへ持って行った方が売り上げが上がると言っていたわけですから。それをこっちでやるということは、そこへ誰が来るのと。車はとまってはるけど、ごみをおろすのが関の山やと思う。町長、どう思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 不特定多数の公衆トイレになりますから、きれいにするというのは前提でありますので、みんなが使いやすいトイレに、きれいな清掃活動して使っていただくというふうにしたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町長は約束されましたので、課長、きちっとしといてくださいね。苦情が直接行きますからね。

次に、デイサービスについてお聞きしたいと思いますが、まず、社協の評議委員会で決定されたということなんですが、社協がやめるというのはほぼ認めているような状態なんです。

評議委員会での話として、評議員が発言したら困ると、しゃべらんでくれと、長々としゃべられるのは困るんやと、決めてあるんやからということで評議員さんの意見を遮ってんのや。その辺が、なぜそういうことをするのかということ。

それと、長いと困るという理由の1つに、議事録を長く書かないかんからかなんと、やめてというのが本音。その辺も、評議委員会でそんな話は出ているのかどうかやけど。いわゆる、文句言うなど、これで決まっているのやからと言うて押しつけているわけです、評議委員会の会議を。そんなことでは会議したことにならへんと思う。デイサービスを続けてほしいと思っていた人がいてるはずなんだから。その辺のところも、私は、おかしいと思うし、こんなこと、会じゃないというふうに言っている人もいてるんです。

だから、これを、こんなことを取り仕切っている人が問題なので、前から出ている。この辺のところを配置転換なり処分するなり何かしてもらいたい

なと思うんですが、私の意見は間違っていますでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 31年1月7日の評議委員会におきましては、早く終わってほしいとか、議事録の話とか、そういうことは一切出ておりません。

現状の町の民生常任委員会の方から出された要望書や区長会からの要望が出ているということをご説明、こちらの方もさせていただきましたし、そのことについてどうお考えですかということを、皆さんの意見も聞かせていただいております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 評議員さんがそういうことを言われたというて言っていますので、その辺は、この間の会議かどこの会議、12月の会議かは知りませんが、その辺のことを言っているわけですよ。あんまり長くしゃべるなど、議事録が金がかかるといようなことなんですよ。

そういうところを規制するような、自分の考えを押しつけているというようなことはだめやと思いますので、その辺は変えていただくようお願いしときたいのと、行政に対しては、朝から言っていますように、公募もしていないんだと、もう一度、再検討していただきたいということをお願いしときたいと思います。

それがどうしてもできん嫌な理由があるんなら、私らは住民サービスはしたくないんやと言うんなら、本当の理由をお聞かせください。いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 再検討ということで先ほどご意見をいただきましたので、皆さんの思いを念頭に置きまして検討させていただきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 私、先ほど本会議のときに言ったんですが、かつらぎの場所移動とか、そういうことも考える、家庭支援の問題から考えたときに、あちらを一本化するとか、それで、こっちの方にデイサービスの施設もあるんだからそっちへ持ってくるとか、いろんな方法論はあると思うので、その中で、設備が悪いんやったら変えたらええんやとか、その辺のところはあるかと思いますが、そういうことも含めた中で考えていただきたいなというふうに思います。

行政にやれと言っているんじゃない、民間でやってもらったらいと思うんだけど、その辺を、もう一度、再検討していただきたいなと思います。

次に、職員採用についてで、採用は6名というように総務課長が昨日おっしゃったと思うんですが、それは、それでいいと思うんですけど。

応募者の中に町内と町外、どのような比率で応募に来られているのか。こ

のごろ、しょっちゅう、放送で募集と言うてやっているんですけど、集まりが悪いのかどうか。その辺で、職安に行ってみんなそういうことはやっているんだと思うんですけど、それ以外の方法論として、インターネットに載せているとか、パソコンでいろんな情報開示しているとかしているんだと思うんですが、どういう流れでこの人たちは応募して来ているのかとか、その辺はどうなんでしょうね。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 本年度の採用につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、6名の方に採用通知を出させていただいております。

本年度募集をいたしました上級の試験につきましては20名、初級の一般事務につきましては3名、初級土木につきましては1名、障害者を対象とした初級の一般事務につきましては3名の方の応募がございました。合計27人で、町内の方は4人、町外の方は23人となっております。

採用の募集の方法でございますが、インターネットを見て来られる方が多数おられるということで、今年度、上級試験に関しましては、県外が県内よりも圧倒的に多いというような状況になってございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、3番目の質問が終わったような形なんですけど、県外に求めていくのもいいことだと思うんです。豊郷町あたりも県外の人何人か入っているかと思うんです、毎年1名か2名入れているようなんですが。

長く続けると、地元の人が入れないとかいろんなことの苦情も来るようですけど、新しい手法も取り入れてみることも必要やと思いますし、その辺を、県外の枠という形で、県外にも、インターネットを見て来たんなら、それは、新卒ばかりですかね。それとも、中途退職して応募しているとか、そういう人がいてるんですかね。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 皆さん、今までの歴というのはいろいろでございますが、新卒の方もいらっしゃいますし職歴がある方も多数おられます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、今年度の枠は、今、その中でどういうふうな6名になっています。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 すみません。その区分につきましては、今、手持ちの資料は持ってございませんが、今ほど申し上げましたように、年齢条件というのでも広くっておりますので、どうしても職歴がある方も多数いらっしゃいます。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと補足です。6名、県外の方もおられますが、履歴書なりを見ると、もと町内の人というのもおられますし、近隣で、彦根の方で兄弟が甲良町にいるんやというようなことも面接のときに話が出ていましたので、そういう状況でもあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 Iターン、Uターンという中の人だということですね。

それで、私が1つ思うのに、これは、皆さん、議員の方、何人かの方が言っておられるんですけど、職員採用するのはいいんですが、皆さんの中にも、もともと甲良町の住人でありながら、結婚したり何かしたら他町へ行ってしまうと。ほんで、彦根市に税金払ったり豊郷町に税金払ったり、そうこうしているわけですね。甲良町を見放したような状態で移動しているわけ、極端に言うたら。嫌みになるけど聞いてね。

そういうことをやられていると愛着心なんて湧かない、甲良町に対しての。ええわ、ええ加減にしとけという感じになるかと私は思う。その辺は、甲良町を発展させるためには、今の新卒の人でも、そのように中途採用の人でも、その辺もきちっと念押ししとかないかんやろうし、念押せないかもわからんな、総務課長、あんた。そんなこと言うたら、あんたどないですねん言われてまうから。その辺はあるかと思うんですけど。

町外に移動するというのは、できるだけ、私は、やめていただきたいなと。せっかく甲良町に住んでいるのやから。東京の人が来て、甲良町にやっていて、それで、彦根市に移ったというならわかるけど、甲良町で生まれ育ってずっと来ていた人を見放したように出て行くというのは、相当、私らはきついなというふうに思うので、私は行っていたけど戻ってきているから。そういうことも感じるの、私は、これは、戻ってくることをお願いして、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時37分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 田 中 章 浩